

⑨ 国 土 交 通 省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:坂本 忠彦)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:高橋 保)
ホームページ	法人: <a href="http://www.pwri.go.jp">http://www.pwri.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	極めて順調	S	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)土木研究所と(独)北海道開発土木研究所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>					
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	4点×2	S×2	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	3点	A	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	4点	S	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	4点	S	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	S×4 A×3	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	5点	SS	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	3点	A	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	3点	S	
2.業務運営の効率化					
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	4点	S	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	3点	A	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	4点	S	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	4点	S	
3.予算、収支計画及び資金計画					
(1)予算	3点	3点	3点	A	
(2)収支計画					
(3)資金計画					
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	
6.剰余金の使途		—	—	S	
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項					
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	S	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 重点プロジェクト研究および戦略研究に対して目標(60%)を大幅に上回る73%の研究費が充当され重点化が図られているとともに、損傷を受けた鉄筋コンクリート橋脚に対する早期応急復旧技術の開発等、国の技術基準に直接反映されるような、社会ニーズに的確に対応した質の高い研究成果が得られていることは評価。
- 平成21年度に作成・改訂された39件の技術基準類に土木研究所の研究成果が反映された。この数が前年度よりほぼ倍増していることを評価。また、社会的背景(環境汚染、洪水、土砂災害)を踏まえた「道路土工要綱」や建設コスト縮減と耐震性能の向上を目的とした「北海道における複合地盤杭基礎の設計施工法に関するガイドライン」へ土木研究所の研究成果が反映されていることは、社会のニーズに的確に受け止めた研究による成果普及の好事例として評価できる。
- 剰余金について、目的積立金の承認の基準が厳しい中、国土交通大臣・財務大臣の承認手続を経て、法人の経営努力により生じた目的積立金として承認を受けている(内閣府の20年度の調査では、現中期目標期間(18年度以降)において目的積立金の認定を受けている研究開発独法は、調査対象の29法人中、土木研究所を含め7独法に過ぎず、その中で土木研究所の認定額は4番目に多い)。この目的積立金制度の積極的な活用により、ICHARM棟を改修し、研究基盤を整備・充実したことを高く評価。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重点プロジェクト研究」、「戦略研究」、「一般研究」及び「萌芽的研究」の研究カテゴリーと合わせ、「研究方針研究」により長期展望に基づき、将来必要となる技術等の抽出や研究の方向性の検討を行うなど、体系的に研究を推進した。このうち、研究所の中期目標の達成に係わる重点プロジェクト研究及び戦略研究に対し、全研究予算の73%を充当するなど、中期目標の達成に向けての重点的な研究開発を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点プロジェクト研究および戦略研究に対して目標(60%)を大幅に上回る73%の研究費が充当され重点化が図られている。</li> <li>重点プロジェクト研究も重要ではあるが、基礎的な研究が行いにくくなる可能性も大きいので、十分注意されたい。</li> <li>土砂災害などに対し、新たな災害対応の取り組みが期待される。</li> <li>量的な拡大だけでなく、研究成果がどのように国民生活に貢献するのかという見通しや、他機関との連携も必要である。</li> </ul>
他の研究機関との連携等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の研究機関等との積極的な情報交流や、より高度な研究の実現と研究成果の汎用性の向上を図るため、国内機関との協定の締結や、協力活動を行った。協定については、新たに香川高等専門学校と構造物メンテナンス研究センター(CAESAR)との間で「市町村の道路管理者の橋梁維持管理技術力育成に関する協定書」を締結した。協力活動については、20年度に続き、産業技術総合研究所との間で締結した連携・協力協定に基づく活動を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>香川高専とCAESARとの「橋梁維持管理技術力育成に関する協定書」に基づく研究協力は、地方の実情把握と的確な対策に目配りをする上で重要な一歩であり、このような協定事例の増加を期待。</li> <li>他機関との連携について、土木研究所が積極的・戦略的に進めることも重要。</li> <li>共同研究や、国際交流の成果内容について、具体的な記述を望む。</li> <li>研究連携の量的な拡大だけでなく、交流が研究内容の向上にどう貢献したかについても留意を望む。</li> </ul>
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地で発生した地震災害、土砂災害、道路斜面災害等の災害に対し、国土交通省や地方公共団体からの要請を受け、現地調査や復旧対策等の指導助言を行った。21年度に国、地方公共団体等からの要請に基づき、延べ37人の職員を派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駿河湾を震源とする地震への対応、山口県防府市の土砂災害への対応等、災害時緊急派遣に積極的に対処し、適切な災害対応への多大な貢献は、高い技術力を持つ土木研究所ならではの取組として高く評価</li> <li>事後後の対応だけでなく、事前対応を図る方法に関する研究も重要。</li> </ul>
技術の指導及び研究成果の普及(技術基準及びその関連資料の作成への反映等)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木研究所の研究成果を世に広く提供するため、国土交通省をはじめとする中央官庁や、学術団体、公益法人などの各機関が発行する各種技術基準類の策定・改定作業に積極的に参加した。また、研究によって得られた最新の知見ならびに多くの経験等を整理し、有益なマニュアル等を作成・公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定・改訂が予定される基準類への参画活動が高い水準で継続されていることを評価。</li> <li>国際標準を確保すればインフラ輸出にもプラスであり、技術基準やその関連資料作成も国際化を意識することを提案。</li> </ul>
水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア開発銀行(ADB)が専門家グループに作成を依頼した水安全保障に関する報告書「アジア水安全保障展望II(Asian Water Development Outlook II, AWDO 2010)」において、ICHARMは水災害リスクの軽減と洪水管理をテーマとする知識ハブとして、災害危機管理、コミュニティ防災、適応策に焦点をあてた重要事項を担当し、水災害リスク評価指標の開発などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジアの水災害軽減に向けたアジア開発銀行(ADB)と共同の「地域技術協力プロジェクト(RETA7276)(平成21年11月協定書調印)による連携を高く評価。ADBが日本の機関とこのような連携を行うことは初めてであり、ICHARMの高い技術力、これまでの国際貢献活動の実績が国際的に評価されて画期的な実績である。</li> </ul>
組織運営における機動性の向上	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年度予算より創設した、理事長の総合的な判断のもと、研究予算の一部を特定の研究課題に重点的に配分する「理事長特別枠」制度について、さらに拡充を行った。21年度は20年度に選定した5課題に加え新たに10課題を選定した。また22年度実施課題として、6課題を選定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究の一体化強化のために設けられた理事長特別枠による研究課題を充実させたことは、トップマネジメントの模範となる活動として高く評価。</li> <li>研究グループ制、研究ユニット制といった社会行政ニーズに柔軟に対応できる組織により、効率的な研究実施体制がとられていることを評価。</li> <li>「土研コーディネートシステム」等により地方整備局等の事業実施機関や民間研究機関との技術相談機能の充実を図り、前年度を大幅に上回る相談(217件(20年度)→915件(21年度))に対応していることを評価。</li> <li>講演会やフォーラムの機会を利用した臨時の技術相談窓口の設置したことを積極的な取組として評価。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村上 周三)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kenken.go.jp/">http://www.kenken.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	順調	順調	極めて順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目1.(2)の( )内は第2期中期計画における項目名を表す。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	3点	A	3点	3点	4点	A	
(2)研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充 (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築)	4点×2	S×2	4点	3点	4点	A	
(3)業務運営全体の効率化	3点×3	A×3	3点×3	3点×3	3点×3	A×3	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	S	3点	3点	4点	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4点×1 3点×1	S×1 A×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	5点×1 4点×1	S×2	
(2)他の研究機関等との連携等	4点×2	S×2	4点×2	4点×2	4点×2	S×2	
(3)外部資金の活用			3点	3点	3点	A	
(4)技術の指導				4点	5点	S	
(5)研究成果等の普及	4点×4	S×4	4点×5	4点×4	5点×1 4点×3	S×3 A×1	
(6)地震工学に関する研修	5点	SS	4点	5点	5点	S	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点	A	3点	3点	4点	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	4点	S	—	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	A	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	A	3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> <li>個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。</li> </ul>
(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済的な変動に伴って研究課題も変化するので、進捗状況をみながら研究方向を的確に判断するため、臨機応変に対応できる体制により、研究開発に取り組まれない。</li> <li>一般住宅において環境問題に対する国民の意識の一層の向上につながる研究を期待する。</li> <li>優良住宅を社会資産として整備して海外に技術移転できる研究、住宅・建築等の国際技術基準につながる研究、建築技術の高度化に伴い複雑化する技術基準の円滑な運用に資する研究に取り組まれない。</li> </ul>

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針 (社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的要請の変化に対応するため、建築研究所は、「低炭素社会の構築」「住宅等の長期使用」「超高層建築物の安全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年度末に変更した中期計画で新たな柱とした「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」など、社会的関心</li> </ul>

<p>応)</p>		<p>対策」「アスベスト対策」の4つを見直しの柱とし、平成 20 年度末に重点的研究開発課題の見直しを行った。これを踏まえ、平成 21 年度の建築研究所は、重点的研究開発課題に対応した具体的な研究開発課題として、平成 21 年 4 月より新たに開始した 12 課題を含め、計 16 課題に取り組んだ。</p>	<p>やニーズの高い 12 課題を新たに重点的研究開発課題として適確に設定し推進した。また、「建設廃棄物に由来する再生骨材・木震再生材料の活用技術の開発」など建築基準法、省エネルギー法、住宅品質確保法等国の技術基準に反映されるような質の高い成果をあげており、極めて適切に対応している。</p>
<p>研究成果等の普及(建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進)</p>	<p>1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築研究所の基盤研究の中には、今後、産業界や学会の動向、社会的情勢を踏まえ、重点的研究開発課題に発展する可能性が高い研究も含まれている。例えば、「鉄筋コンクリート構造部材の損傷評価手法の精緻化に関する基礎的研究」では、長周期地震動の発生時に高層建築物が多数回の繰り返し作用応力で損傷する可能性があることから、高強度鉄筋コンクリート造による柱梁部材と柱梁接合部の構造実験を実施し、その破壊モードを特定している。今後、建築研究所が平成 21 年度より実施している超高層建築物の安全対策に関する重点的研究開発課題を深化する場合には、この基盤研究の知見を取り込むことが考えられる。また、「人口減少社会等の変化に対応した土地利用計画に関する研究」では、高度経済成長期に今後の市街化を見込み市街化区域として線引きしていた地域について、自治体がその後の人口減少社会等の変化に対応し、市街化調整区域に戻す土地利用計画を実施する可能性を有していることから、その先進地域として埼玉県の事例を取り上げ、今後の対応について検討している。同様の状況は大都市圏地域に共通する課題であることから、今後、建築研究所の重点的研究開発課題に発展する可能性を有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の発生過程を解明するプログラムの開発、ノンエンジニアド住宅の耐震性向上に関する課題等や気候変動、環境問題、蒸暑地域住宅の研究等、アジアなど開発途上国における地震災害低減、環境改善に関する課題のほか、鉄筋コンクリート部材の損傷評価など社会的ニーズに応える研究にも意欲的に取り組んでおり、高強度鉄筋コンクリート造による柱梁部材と柱梁接合部の構造実験をとおして長周期地震動の発生時に高層建築物多数回繰り返し作用応力で損傷する可能性に関するデータと知見を整備するなど、社会的に注目され、かつ将来の技術基準整備につながる成果も着実にでている。</li> </ul>
<p>地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p>	<p>2(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 35 年(1960 年)の研修開始より 50 年目となった平成 21 年度は、長期・短期併せて開発途上国等からの 30 名程度に研修を行う目標に対し、55 名の研修生を受け入れた。これにより、研修修了者の総数(平成 22 年 3 月末時点)は、96 カ国・地域から 1,435 名に達した。国際地震工学研修では、地震工学等に関する知識の深化、技術の進歩が早いことから、常に最新のデータや技術的知見を反映するよう、毎年カリキュラム等の見直しを行っている。また、JICA が修了生に対して行うアンケート結果も、見直しの際に活用している(平成 21 年度のアンケート結果は、例年と同様、修了生の満足度は高かった)。このようなこともあり、開発途上国においても、新たに国際地震工学研修を受講したいという要望は依然として高く、また、過去に受講した研修生からも、最新の技術を再習得したいという要望もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去 50 年間途上国を中心に世界の地震学及び地震工学の普及を行った結果、研修終了後それぞれの国で要職に就き活躍する人が増えていることはこれまでの地震工学国際研修の優れた成果である。特に東南アジアなど途上国の耐震技術の向上に向け、これからの貢献をさらに期待したい。</li> <li>地震カタログの作成・公表や講義ノート(英語)の公表などの成果については、今後の活用状況を調べる必要がある。</li> <li>地震多発国からの研修生を重点的に受入れ、日本の地震工学分野の先進性をアピールされたい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nts-el.go.jp">http://www.nts-el.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	4点×2	S×2					
(2)人材活用	4点	S					
(3)業務の効率化	3点	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)中期目標期間中に実施する研究	4点	S					
(2)重点研究領域における研究の推進	4点	S					
(3)研究者の資質向上	4点	S					
(4)研究者評価の実施	4点	S					
(5)研究交流の推進	4点×2	S					
(6)国際活動の活発化	4点	S					
(7)受託研究、受託試験の実施	5点	SS					
(8)施設・設備の外部による活用	3点	A					
(9)成果普及、活用促進	4点	S					
(10)自動車等の審査業務	4点	S					
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点	A					
(2)収支計画	3点						
(3)資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	—						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	4点	A					
(2)人事に関する計画	4点×1 3点×1	S					
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出			5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	S×4 A×3	
2.自動車等の審査業務の確実な実施			4点×2 3点×1	4点×3	4点×3	S×1 A×2	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施			4点	4点	4点	A	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応			4点	4点	4点	S	
5.組織横断的事項			4点	4点	4点	A	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進			4点	4点	4点	A	
2.自動車等の審査業務の効率的推進			4点	4点	4点	A	
3.管理・間接業務の効率化			3点	3点	3点	A	
III.予算、収支計画及び資金計画			3点	3点	3点	A	
IV.短期借入金の限度額				—	—	—	

V.重要財産の処分計画				-	-	-
VI.剰余金の使途				-	-	-
VII.その他業務運営に関する事項			4点	4点	3点	A

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。</li> </ul> <p>(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についてもこの研究所の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと考える。また、国に先行して社会動向を分析して新基準に関する研究を行うなどの取り組みでもこの研究所の役割が存在すると思われる。</li> <li>今後は、このような市場の国際化や新技術への対応にもさらなる積極的な対応を期待する。</li> </ul>
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的・計画的な 人材確保	I 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>衝突安全性、車輪・レール工学、材料強度学、材料疲労学、材料設計学などの専門分野を有する客員研究員 15 名を招聘。</li> <li>研究成果から得た知見を生かし、各分野の専門家として国土交通省や環境省の検討会やワーキンググループ、事務局等にのべ 173 名(うち若手研究員 32 名、常勤研究職員一人当たり 4.0 件)の職員を参画。</li> <li>自動車等審査部門に 4 名の研究職員を併任させ、専門能力を新技術(プラグインハイブリッド、リチウムイオン電池、配光可変型前照灯)を採用した車両の審査に活用。</li> <li>自動車安全研究領域部門に 6 名の自動車等審査職員を併任させ、自動車審査部門と共同で、側面衝突時における乗員保護装置の性能評価手法に係る試験、研究を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な人材確保、研究者の育成および職員の意欲向上など、人的な資源の活用と活性化について積極的な試みが多く見られ、少ない所員といった環境を解決する多くの取り組みがみられる。</li> </ul> <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全環境研究所は、自動車審査及びリコール技術検証業務と研究業務をひとつの組織で実施しており、他の研究開発系の独立行政法人とは異なる面を有している。研究所ではこの特質を前向きに捉え、職員の交流等を推進することで、各業務に相乗効果を発揮することに努めている。</li> </ul>
諸外国の関係機 関との連携強化	I 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者 8 名及び自動車審査官 9 名で国連における 7 つの専門家会議毎に担当者を定め、当該会議及び国内対応会議に参加。</li> <li>国連の 27 の専門家会議にのべ 33 名の担当者が参画し、研究成果及び審査方法の知見を活用し、自動車の国際基準調和について専門的立場から技術的な支援を実施。</li> <li>各専門家会議の下に設置されている 14 件のインフォーマルグループ(基準原案作成の作業部会)に政府代表構成員として参加。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国を支援して国際基準調和活動に積極的に対応することで、日本の自動車産業が有する先進的な技術を世界のデファクトスタンダードにすることに成功している。</li> </ul>
審査結果及びリコ ールに係る技術 的検証結果等の 審査方法への反 映	II 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年に発覚した、リコールに係る不正行為に関連し、当該メーカーに対して、厳格な審査を実施(4 件)。</li> <li>リコールに係る技術的な検証結果を審査業務に活用するほか、審査で得た情報をリコール技術検証部に提供するなど、日頃から密に情報共有、意思疎通。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についてもこの研究所の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと考える。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>リコール技術検証業務については、評価結果において、着実な実施状況にあると認められるとされており、総合評価においても、「平成 21 年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についても本法人の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと」とされている。自動車リコールについては、平成 21 年秋以来、国内外でしばしば大きく報道がなされる中、内閣府消費者委員会より、平成 22 年 8 月 27 日に「自動車リコール制度に関する建議」が公表され、リコール技術検証業務についても再リコールへの対応を行うよう指摘されており、引き続き社会的関心が高い状況にある。また、当委員会においても、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会)において、リコール技術検証業務について、高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合への対応、またユーザー目線に立った迅速かつ確実な対応等を行う必要性等について指摘しているところである。今後の評価に当たっては、このような指摘への対応など、本法人が次期中期計画に基づき行う取組の進捗状況について業務実績報告書等で明らかにした上で、法人の取組が適切なものとなっているかという観点から、引き続き重点的に評価を行うよう留意すべきである。</li> </ul>
---

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nmri.go.jp/">http://www.nmri.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VI.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の改善	4点×3 3点×1	S×3 A×1					
(2)競争的環境の醸成	4点	S					
(3)一般管理費の縮減	4点	A					
(4)研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大	4点	S					
(5)アウトソーシングの推進	3点	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究対象領域の設定	4点	S					
(2)中期目標期間中に重点的に取り組む研究	4点	SS×1 S×1 A×1					
(3)効率的な研究実施	4点	S					
(4)研究交流の促進	4点	S					
(5)研究成果の普及、情報提供	4点	S					
(6)施設・設備の外部利用等	3点	S					
(7)国際活動の活性化	4点	S					
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画	4点						
(3)資金計画		S					
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	4点						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	4点	S					
(2)人事に関する計画	3点	A					
I.中期計画の期間							
II.基本方針							
III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネジメントの強化			4点	4点	4点	A	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究			5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	S×2 A×2	
3.基礎研究活動の活性化			4点	4点	4点	A	
4.国際活動の活性化			4点	5点	4点	S	
5.研究開発成果の普及、活用の促進			4点	4点	4点	S	
IV.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営			4点				
2.事業運営全般の効率化			3点	4点	3点	A	
V.財務に関する事項			3点	3点	3点	A	
VI.業務運営に関する重要事項			3点	4点	3点	A	



2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 本研究所の国際活動の最終目標は、技術的バックグラウンドの提供にとどまらず、国際基準策定のリーダーシップをとり続けることとすべく、今後も一層国際的情報発信を行うことを期待する。
- 行政を支援するという研究所の性格のため、一般国民にその活動が理解されにくい環境にあると考える。独法を巡る厳しい環境下、成果の発信に一層努め、理解促進を図ることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
政策課題解決のために重点的に取り組む研究	Ⅲ2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 船舶の事故原因分析手法の構築では、研究所が有する先進的な技術を駆使し、正確かつ効率的なデータ計測・解析、これまでにない事故状況のリアルな再現等の総合的な事故解析システムを構築。</li> <li>• 超大型コンテナ船の安全評価手法構築では、評価手法が存在しなかったパラメトリック横揺れ(波浪中の復原力が大きく変動することにより引き起こされる大振幅横揺れ)の評価手法として、船体運動の計算において世界のトップランナーである研究所が開発した 6 自由度の時系列計算法を応用するとともに、同計算法による計算結果を波浪分布表を用いて 25 年の長期間に展開するという横揺れ角長期予測法を世界に先駆けて開発し、IMO において安全基準適合の評価手法として提案し、認知された。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、船舶の事故原因分析手法の構築及び超大型コンテナ船の安全評価手法構築について年度計画を超える目覚ましい成果をあげていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
国際活動の活性化	Ⅲ4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 船舶からの CO2 排出削減に関し、①研究所が保有する船舶に関するデータベースを活用し、船種(タンカー、ばら積貨物船、コンテナ船等)、大きさ毎の燃費効率指標の平均値を算出するとともに、②今後実用化が見込まれる多種多様な CO2 排出削減技術について、専門的知見を踏まえてその実現時期を設定するとともに、21 年度の研究成果により燃費効率指標の計算が可能となった船型要目最適化プログラム(HOPE)を用いて、各々の技術による CO2 排出削減量(燃費改善幅)を算出し、国に提供。これを元に我が国は、他産業に先がけ、国際海運の分野で国際条約による CO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、IMO への積極的かつ効果的な参加及び行政の支援、中でも CO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献した研究所の活躍については、年度計画を超える目覚ましい成果をあげていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> </ul>
研究開発成果の普及及び活用の促進	Ⅲ5	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究所が開発した総合的な事故解析技術を活用し、運輸安全委員会から多様な事故解析を 6 件受託。いずれも迅速に解析し年度内に報告。運輸安全委員会が 21 年度に報告した重大海難事故 10 件のうち、7 件が衝突、沈没等の船舶の運航性能・技術に関するものであり、そのうち、5 件については、研究所の事故解析結果に基づくものであり、事故原因究明に大いに貢献。</li> <li>• 知財戦略により、特許出願及びプログラム登録数が年度計画の 2 倍となったことに加え、民間との共同研究成果を共同出願し、民間利用を確実にすること、知的財産利用に向けた研究連携主管による働きかけなどにより、使用料収入も過去最高額の 34 百万円に達した。</li> <li>• 民間企業で経験のある知財専門家を配置し、特許、論文、技術広報、規制等の様々な技術情報を解析するとともに、特許出願計画策定をサポートするなど体制を整備。さらに、今後の特許権の維持に関する基本方針を策定し、使用許諾が見込めないものについては、維持費用が高額となる登録 7 年目以降、維持しないとするなど、特許権維持費用を抑制。</li> <li>• 特許使用料収入は 2 百万円、プログラム使用料収入は 32 百万円を超え、いずれも過去最高額。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間出身の知財専門家を積極的に活用して、今後の特許権の維持に関する基本方針を策定し、使用許諾が見込めないものについては、維持費用が高額となる登録 7 年目以降、維持しないとするなど、特許権維持費用の抑制を図ることとしたことは、他の独法に見られない取り組みであり、評価できる。</li> <li>• 事故解析センターの事業を軌道に乗せたことは中期計画にも無かったことであり、大いに評価できる。</li> <li>• 知財収入が過去最高額を達成したことは、運営費交付金に大きく依存せざるをえない研究開発独法の状況に鑑み、その努力を高く評価すべきである。</li> <li>• 研究成果の政策立案への貢献に留まらず、運輸安全委員会からの事故解析を受託するなど、成果の普及及び活用の促進が伺える。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 寛)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.pari.go.jp/">http://www.pari.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	SS	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目IV.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	5点	SS					
(2)人材活用	5点×1 4点×2	S					
(3)業務運営	3点×2	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究活動の推進	5点×1 4点×5	SS×1 S×3					
(2)他機関との有機的連携	4点×3	S					
(3)研究成果の公開・普及及び技術移転	5点×1 4点×5	SS					
(4)研究者評価	4点	S					
(5)国土交通大臣指示への対応	5点	S					
3.予算、収支計画及び資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	3点	A					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	S					
(2)人事に関する計画	4点	A					
I.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営			4点	4点	5点	S	
(2)効率的な研究体制の整備			4点	4点	4点	S	
(3)管理業務の効率化			4点	4点	4点	A	
(4)非公務員化への適切な対応			3点	3点	4点	A	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出			4点×6	4点×6	5点×1 4点×5	S×3 A×3	
(2)研究成果の広範な普及・活用			5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	5点×2 4点×	S×4 A×4	
(3)人材の確保・育成			4点×2	4点×1 3点×1	4点×2	A×2	
III.適切な予算執行			3点	3点	3点	A	
IV.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画			3点	3点	4点	A	
(2)人事に関する計画			3点	3点	4点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- ・ 中期目標の達成状況として、全ての項目について「優れた」又は「着実な」実績を上げていると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 国内外の研究機関・研究者とのネットワークの有効活用を図るように工夫頂きたい。特に研究所のネットワークを活用して、インフラ海外輸出にも貢献されるよう期待している。

- 新たに整備された「大規模地震津波実験施設」等を活用して、当研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心的役割を果たす組織となることを期待している。
- 研究成果を社会へより広く発信・周知するため、ホームページ等の内容やデザインを改善し、その機能や利用度の充実を図る必要がある。
- 学術論文の発表・公表に関して、国際的に高い評価を受けている登録論文集への投稿もさらに促したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な 研究所運 営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究所運営に係る多様な事項について、理事長によるトップマネジメントを中心とした迅速な意志決定に努め、戦略的な研究所運営に取り組んだ。その際、幅広い視点から多角的な検討を行うため、経営戦略会議及び幹部会を各会議の性格に応じて適宜開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営戦略会議等により効率的な研究所運営、役職員間での意見交換及び他機関との情報交換及び人事交流などの「戦略的な研究所運営」の取組みにより、港湾空港分野における世界最高水準の研究及び技術開発を通じて、羽田空港の再拡張事業、地震・津波・高潮などの沿岸域の防災分野、災害緊急対応など、社会に貢献しており、中期目標の達成に向けて、高く評価できる。</li> <li>• 絶えず、法人の理念、使命と目標と戦略のベクトルが整合しているのかを検証しながら、その都度、具体的目標に適切に対応できる研究所運営を引き続き実行していただきたい。</li> </ul>
研究の重 点的実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成 21 年度は、11 の研究テーマの中に 10 の重点研究課題を設定し、重点研究課題に含まれる研究実施項目の研究促進を図った。平成 21 年度の重点研究課題の研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は、84.6%であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究部、研究室の枠を越えて、3つの研究分野・11の研究テーマについて設定し、研究予算などに関して綿密な検討を行い、研究全体を総合的に調整し実施する体制を整え研究を重点的に実施するとともに、重要性・緊急性の高い研究として位置づけた重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率の 21 年度の実績値は 84.6%(目標値は 60%程度以上)で目標を達成しており、優れた実施状況にある。</li> <li>• また、社会・行政ニーズに応えるべく、非常に緻密な組織体制を構成し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ重点的に投入することで、効率的に研究成果をあげている。なかでも、今日的課題となっている気候変動への対応等、重要性・緊急性を基準とした重点研究課題を設置するとともに、そのうち、特に緊急に実施すべき6つの研究テーマを「特別研究」として位置づけて、更なる研究資源の重点化を図り、迅速かつ効率的に研究を推進したことは高く評価できる。</li> <li>• これらの取組みにより、大規模地震防災、津波防災に関するテーマなどをはじめほとんどの研究テーマについて外部評価委員会より高い評価を得られており、多数の学会賞を受賞するなど大きな成果をあげている。</li> </ul>
災害発生 時の迅速 な支援	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成 21 年度は、勤務時間外に研究所近傍で大規模地震が発生し、公共交通機関が不通になったという想定に基づき実施要領を作成し、平成 21 年 9 月 10 日に主に以下の点に重点を置いて予行演習を実施した。</li> <li>• 研究所近傍在住職員の徒歩による参集、災害対策本部の設置・運営、各班の体制整備等の訓練。</li> <li>• 携帯電話のメールを活用した全職員(非常勤職員や研修生等を含む)の安否及び参集状況の確認訓練。</li> <li>• 薬品・油類等の危険物の保管状況や危険箇所の確認及び地震発生直後の被災状況調査訓練。</li> <li>• 発電機、災害対策本部内でのパソコン・LANの稼働、等災害対策本部機能の確認。</li> <li>• 事業継続のための応急資材・備蓄品等の確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究所災害対策マニュアルに基づき、研究所近傍で発生する大規模地震を想定し、徒歩参集・対策本部の設置・安否確認・被災状況調査・事業継続のための資材備蓄品の確認等を含む総合的かつ実践的な予行演習を実施し、業務継続計画の実効性を確認している。また、災害時の参集ルート確保のため、陸上自衛隊通信学校と覚書を締結するとともに、災害時の連絡手段確保のための中央防災無線の整備を行うなどの改善が図られるなど、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>• 非常時での災害発生時の迅速な支援として極めてよい体制を整えており、その成果も評価されている。</li> <li>• 新たに整備された「大規模地震津波実験施設」、新たな組織「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」なども活用して、港湾空港技術研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心組織となることを期待する。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: <a href="http://www.enri.go.jp/index.shtml">http://www.enri.go.jp/index.shtml</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。</p> <p>5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)研究実施体制の効率化	4点	S					
(2)人材活用に関する計画	4点	S					
(3)業務運営の効率化	4点	S					
(4)施設・設備利用の効率化	3点						
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)重点研究開発課題の設定	4点	SS					
(2)基盤的研究	4点						
(3)国の推進するプロジェクト等への参画	4点						
(4)競争的資金	4点						
(5)研究者の資質向上	4点						
(6)共同研究・受託研究等	4点	S					
(7)国際交流・貢献	4点						
(8)人材交流	4点	S					
(9)研究成果の普及、成果の活用促進等	4点×2 3点×1						
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点	A					
(2)収支計画	3点						
(3)資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	3点						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	A					
(2)人事に関する計画	3点×2	A					
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営			4点	4点	4点	A	
(2)人材活用			4点	4点	4点	S	
(3)業務運営			4点	4点	4点	A	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化			4点×3	4点×3	4点×3	S×3	
(2)基盤的研究			3点	4点	4点	A	
(3)研究開発の実施過程における措置			4点	4点	4点	A	
(4)共同研究・受託研究等			3点	4点	4点	A	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等			4点×2	4点×2	4点×2	S×1 A×1	
III.予算、収支計画及び資金計画			3点	4点	4点	A	
IV.短期借入金の限度額			—	—	—	—	
V.重要財産の処分計画			—	—	—	—	
VI.剰余金の使途			—	—	3点	—	
VII.その他業務運営に関する事項			3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

電子航法研究所は、行政の技術課題を解決することを任務としており、行政ニーズへの貢献を通じて社会に貢献している。各分野において秀でた実績をあげ、高いレベルで行政支援を実現している。

特に、この研究所の活動のコアとなる3つの重点研究開発分野への対応に関し、「空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」、「混雑空港の容量拡大に関する研究開発」及び「予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」のいずれの分野においても、研究所の能力を十分に発揮している。特に、ICAO への問題提起、電離層擾乱の影響評価とその成果の国際展開、トランスポンダの誤作動実態評価等は期待以上の成果を出しており、年度計画を上回る目覚ましい成果を上げている。また、若手研究者の育成に力を入れており、ICAS で日本から初めて受賞者を出すなど顕著な業務実績を上げたことは高く評価できる。さらに、ICAO 等での国際標準策定に貢献するとともにアジア地域での中核的研究機関として積極的に活動を開始する等の実績は、研究所の国際プレゼンス向上に高く寄与している。

これら以外の事項についても、確実に年度計画を達成している。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

競争的資金については、その現状に満足することなく、より高いレベルの実績を目指すことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の任用では、インターンシップでの学生の受け入れや、連携大学院制度を活用した大学との連携強化等を通じて、若手研究者の育成にも積極的に取り組んでいる。</li> <li>外部人材の活用では、大学、研究機関、エアライン等から29名の外部人材を活用。</li> <li>人材の育成では、平成20年度に策定した「研修指針」に基づき、幅広い層を対象とした研修カリキュラムを企画、実施。また、研究開発力強化法に基づく「人材活用に関する方針」を新たに策定。</li> </ul>	—
業務運営	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度までに「内部統制検討委員会」において、役職員が遵守、心得るべき事項をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を策定し、外部の専門家(コンサルタント)を活用して導入研修を実施したことを受け、平成21年度から内部統制・コンプライアンス強化を実行。</li> <li>「随意契約見直し計画」に基づき、少額随契以外は原則一般競争入札に移行することとした基本方針を着実に実行。その結果、特命随意契約は前年度の9件から6件へと減少。また、一者応札率が高くなる傾向にあったが、応札者増加に向けた取り組みを強化し、平成21年度の一者応札率は50%未満となった。</li> </ul>	—
社会ニーズに対応した研究開発の重点化	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発4課題を実施。</li> <li>「②混雑空港の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発3課題を実施。</li> <li>「③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」として、重点研究開発6課題を実施。</li> </ul>	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>活動のコアとなる3つの重点研究開発分野への対応に関し、いずれの分野においても、研究所の能力を十分に発揮している。特に、ICAO への問題提起、電離層擾乱の影響評価とその成果の国際展開、トランスポンダの誤作動実態評価等は期待以上の成果を出しており、年度計画を上回る目覚ましい成果を上げている。</li> </ul>
研究成果の普及、成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空分野ではこれまで欧米の研究機関がリードしてきたが、研究所では第3極としてアジア地域への活動を強化。</li> <li>ICAO などの国際会議や学会、シンポジウムで積極的に研究発表を行い、目標の48件を大幅に上回る76件を達成しており、国際学会での査読付き論文発表が大幅に増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICAO等での国際標準策定のための人材派遣は研究所の特徴からすれば重要な業務である。また、アジア地域での中核的研究機関としての取り組みも引き続き重要である。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岡野 良成)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kohkun.go.jp/">http://www.kohkun.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	A	3点	4点	4点	A	
(2)人材の活用	3点	A	3点	3点	4点	S	
(3)業務運営の効率化	3点×2	A×2	3点×3	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	4点×1 3点×9	A×4	3点×9	4点×3 3点×6	4点×5 3点×4	S×5 A×4	
(2)研究の実施	3点×2	A×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×3	S×1 A×1	4点×1 3点×2	4点×3	4点×3	S×3	
(4)業務全般に関する項目						A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)		A					
(1)自己収入の確保	3点		3点	3点	3点	A	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点		3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	—		—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—		—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—		—	3点	3点	A	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	A	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	A	3点	3点	4点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 教育訓練の内容に関しては、業界のニーズを十分に引き上げ、それに対応した実習を実施することが重要である。
- ・ 海事思想普及および次世代人材確保のため、全国の小・中学校へ現役の職員を派遣して講演を行うなど、今まで以上の対応を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用の推進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等との間で、目標を上回る69名の人事交流を実施。(昨年度実績62名)</li> <li>・ 民間船社からの教官派遣を、前年度の14名から26名へ増加させ船内組織の活性化と訓練の充実を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間船社からの派遣教員を大幅に増加させ、商船の現状を反映するなど、その知見を活用した訓練の充実が図られている。</li> <li>・ 期間中の目標及び昨年度の実績を上回る人事交流を実施し、船内組織の活性化と訓練の充実に向けて努めている。</li> </ul>
業務運営の効率化の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費の効率的執行や光熱水料等の節減により、中期計画の初年度予算(平成18年度)に対して、一般管理費を約16%(11,016千円)抑制。</li> <li>・ 業務経費については、その6割を船舶の燃料費と修繕費が占める中、燃料油高騰時に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料費高騰という厳しい環境の中で、コスト意識を持って効率的な運航を工夫し、目標値を上回るコスト抑制を達成している。</li> <li>・ 一般管理費、業務経費ともに、目標値を大きく上回る経費削減を達成している。</li> </ul>

		実施した効率的な運航の結果、同予算額に対し約 11% (193,418 千円) 抑制。	
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練生の海事英語能力を向上させ、英語の必要性を改めて強く認識させている。また、訓練実施後の試験成績が、上半期では全体平均で 16.3%、下半期では同じく 20.0% 上昇した。</li> <li>研究を通じて独自に開発したプログラムを活用して安全管理能力の向上を図ることができるよう、教官用テキストを作成し、これを利用して、実習生・乗組員 515 人に対し、演習を実施</li> <li>社船実習に関し、関係実務担当者との意見交換、社船実習連絡協議会への参画等により関係者間の連携強化を実施</li> <li>船員養成機関の在籍者数調査の結果や社船実習生数等を考慮し、より効率的かつ効果的な訓練が可能となるよう、平成 22 年度の実習生配乗計画を作成</li> <li>船員教育機関及び海運業界等との意見交換会を 43 回、海運業界等の関係者が練習船の現場を視察する練習船視察会を 10 回開催。この他、内航業界の協力を得て、内航用練習船の建造に関するヒアリングを実施し、その結果や意見交換会を通じて把握した内航業界のニーズなどを比較し、ニーズの変化とその全体像の把握に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人船員指揮監督能力、国際条約、社船実習等の制度改革をサポートする教育現場体制がよく機能している。</li> <li>海事英語訓練における能力別のクラス分け、外人講師の増加、独自開発教材の利用等の創意・工夫により、試験結果が平均 20% 上昇するなど、英語力を向上させている。</li> <li>社船実習において、意見交換・アンケート調査を実施するなど、関係者間の連携強化により、効果的な実施に努めている。</li> <li>労働安全衛生マネジメントに着目し、能力向上を図っている。</li> <li>船舶運航の安全管理に対する意識を高めている。</li> <li>実習生の定員に対する充足率が 80% を超えたことは、男女別やその他の事情を考慮すれば限界に近い数字であり、養成課程が多岐化する中で効率的かつ効果的な訓練が実施できるよう、配乗計画の策定において関係者と連絡を密にとるとともに、様々な検討、工夫を行うなど相当の努力がなされている。</li> <li>目標を大きく上回る意見交換会を開催し、業界のニーズの把握と訓練への反映に努めている。また、ヒアリングの実施により、業界が求める内航新人船員像を明らかにし、訓練のあり方の見直しに役立っている。</li> </ul>
研究成果等海事に係る知見の普及・活用	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全推進会議を 2 回開催し、その成果として、ヒヤリハット報告を 17 件から 162 件に増加させるとともに、それらの分析によりヒヤリハット報告の重要性を再確認</li> <li>SMS(安全管理システム)に係る監査計画に従って、各船及び陸上の担当部門に対する監査を実施し、その際に行った意見交換の結果や年次審査における検査官の指摘を、SMS の見直しに反映させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事長出席の安全推進会議の定期開催、ヒヤリハット報告の推進などにより安全意識を高めており、その結果として、事故・故障等及び軽微災害が減少している。</li> </ul>
海事思想普及等に関する業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄港地において 19 回の実事関係イベントに参加。(20 年度は 9 回)</li> <li>一般公開等を 31 回実施し、108,012 名が見学し(20 年度は 25 回、102,102 名)、パンフレットを 180,770 部配布</li> <li>練習船見学会を、見学者の年齢や見学目的等に合わせて 16 回実施し、1,126 名を迎え入れ。(20 年度は 31 回、1,541 名)</li> <li>「咸臨丸サンフランシスコ寄港 150 周年記念行事」に帆船海王丸が参加するにあたり、浦賀の小学校においてシップスクールを実施。</li> <li>寄港地周辺の船員教育機関の生徒募集活動(オープンキャンパス等)と連携して、セイルドリル船上見学や特別船内見学を実施し、入学志望者の確保に寄与</li> <li>海王丸において、青少年を対象とした体験航海を 9 回実施し、合計 100 名の参加者を受け入れ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を上回る回数的一般公開を実施し、10 万人を超える見学者を受け入れるなど、昨年を上回る実績を上げている。</li> <li>海事関係イベントへの参加、シップスクール、咸臨丸のサンフランシスコ寄港 150 周年記念行事に関するプレスリリース、多数の広報物の発行等、あらゆる機会を捉えて積極的に海事思想の普及を図っている。</li> <li>熱意を持った活発な活動は高く評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鋤柄 好利)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: <a href="http://www.mtea.ac.jp/">http://www.mtea.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)海技大学校と(独)海員学校が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1)組織運営の効率化	3点	3点	4点	A	
(2)人材の活用	3点	4点	3点	S	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	4点×6 3点×6	SS×1 S×5 A×6	
(2)研究の実施	3点	4点	4点	S	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	4点×2 3点×1	S A×2	
3.予算					
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	A	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	
5.重要財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項					
(1)施設・設備に関する計画	-	-	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</li> <li>・ インターンシップに関しては廃止の方向で検討されているが、別の手段で社会を体験できる機会をつくるよう検討されたい。</li> <li>・ 操船シミュレータについては、プログラムや機器類の更なる充実による教育の質的向上が期待される。</li> <li>・ 広報活動においては、学校訪問で直接学生に話をする事ができるとなおい。</li> <li>・ 海運会社からの業務協力体制を確保、推進し、充実させることを検討されたい。</li> <li>・ 年度計画における目標値は、単に当初の設定を踏襲するのではなく、実績等を加味しながら、年の経過とともに適切に再設定されているか吟味すべきである。</li> </ul>

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標値を上回る16名の人事交流を行い、他の機関のノウハウを取り入れることによる業務の質の改善や、他の機関との有機的な連携を促進(20年度は10名)。特に現場実態に即した教育を目指して、海運企業との人事交流を増やし、受入、派遣の合計で5名(昨年度2名)の人事交流を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育機関、海事行政機関、民間海運企業との人事交流を積極的に行い、交流数は目標値を5割以上上回っている。</li> <li>・ 特に海運企業との人事交流を通じて、現場の状況、実態の把握及び教育の質の向上を図っている。</li> <li>・ 外部のノウハウを導入することにより、事務処理の効率化を図っている。</li> </ul>
業務運営の効率化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員教育のあり方に関する検討会における報告を踏まえ、船舶保安管理者コースについて、船主団体の要望を受けてフィリピン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船主団体の要望を受けて、海外での船舶保安管理者コースを増・新設し、受講者の拡大に努めている。</li> </ul>



		での講習回数を増やし、新たにインド、ブルガリアでも開催。また、海技教育機構運営改革懇談会の報告を踏まえ、学生に対する基礎学力向上のための通信教育体制の整備を実施。																	
海技教育の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の6コースの教育を実施。  <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">[入学者数]</td> </tr> <tr> <td>運航実務コース</td> <td style="text-align: right;">1,933名</td> </tr> <tr> <td>海事教育通信コース</td> <td style="text-align: right;">191名</td> </tr> <tr> <td>水先コース</td> <td style="text-align: right;">92名</td> </tr> <tr> <td>船舶保安管理者コース</td> <td style="text-align: right;">637名</td> </tr> <tr> <td>外航基幹職員養成コース</td> <td style="text-align: right;">33名</td> </tr> <tr> <td>国際協力コース</td> <td style="text-align: right;">43名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">2,929名</td> </tr> </table> </li> <li>求人状況の大幅な悪化を推測し、例年より早くから準備を開始し、これまでの活動に加えて、業界団体の会合に出向いて求人依頼を行う等、積極的な活動を実施。また、船社との情報交換を密に行うとともに、三者面談等により生徒・学生の希望を個別に調査し、両者の情報をつき合わせて調整しながら求人へのとりこぼしがないよう就職指導を行った。この結果、求人数が平成20年度に比べて約35%減少したにもかかわらず、全ての科・コースで20年度を上回る実績を上げ、目標値を大きく上回っただけでなく、海上技術コースにおいては、海上就職率100%を達成。  [実績値]  &gt; 本科 97.3% (昨年 93.8%)  &gt; 専修科 97.9% (同 96.1%)  &gt; 海上技術コース 100.0% (同 96.0%)</li> <li>合格率を向上させるため、これまでの補講等に加え、合宿の実施、「あがり症講座」、「発問に対し大きな声で答える練習」、礼儀や身だしなみまでの実践的な指導、「ポケット版問題集」等の取り組みを実施。これらの取り組みの結果、本科と海技専攻課程においては目標を上回る実績を、専修科においても、ほぼ目標に相当する実績を上げている。  [実績値]  &gt; 本科 四級海技士(航海及び機関) 81.6%  &gt; 専修科 四級海技士(航海及び機関) 89.6%  &gt; 海技専攻課程(三級、四級、五級海技士)91.8%</li> </ul>		[入学者数]	運航実務コース	1,933名	海事教育通信コース	191名	水先コース	92名	船舶保安管理者コース	637名	外航基幹職員養成コース	33名	国際協力コース	43名	計	2,929名	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどのコースにおいて定員を大きく上回る入学者を受け入れている。とりわけ船舶保安管理者コースは海外での講習回数も増加し、定員の6倍以上を受け入れている。また、海運会社の要望に直結した教育を実施している。</li> <li>求人数が前年度比35%減少したにもかかわらず、すべての科・コースで就職率が目標値及び前年度実績を大きく上回っている。</li> <li>とくに、海上技術コースにおいては、海上就職率100%を、本科においても97.3%を達成しており、大いに評価し得る。</li> <li>就職事情が厳しい中で、これらの実績を上げたことは、船社との情報交換や学生へのきめ細やかな就職指導など、日頃からの優れた対応によるものであり、特筆すべき成果である。</li> <li>合格率向上のため、新たに「あがり症講座」「大きな声で答える練習」等のメンタル面でのサポート強化等、きめ細かい取り組みを行っている。また、本科の合格率が、目標を大きく上回っている。</li> </ul>
	[入学者数]																		
運航実務コース	1,933名																		
海事教育通信コース	191名																		
水先コース	92名																		
船舶保安管理者コース	637名																		
外航基幹職員養成コース	33名																		
国際協力コース	43名																		
計	2,929名																		
成果の普及・活用促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画を上回る研究の公表を行い、研究成果の普及に努めたことで、学外から講演依頼を受け、AIS等に関する講演を行い、船舶の安全運航等に寄与している。  (a) ・ 論文発表又は国際学会発表 15件  ・ 国内学会発表等 6件  (b) ・ 平成20年度研究発表会(21年7月)  ・ 平成21年度研究報告書(22年3月)  (c) ・ ホームページで研究成果を外部へ公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文発表又は国際学会発表において目標件数を大きく上回っている。</li> <li>公表には、国際学会発表12件、査読論文3件(内、1件は国際ジャーナル)などの成果が含まれている。</li> <li>学外からの依頼による講演を行い、研究成果を積極的に公表することにより、船舶の安全運航等、社会貢献に努めている。</li> </ul>																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kouku-dai.ac.jp/">http://www.kouku-dai.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	A	3点	3点	4点	S	
(2)人材の活用	3点	A	3点	4点	4点	S	
(3)業務運営の効率化	4点×2 3点×1	S×1 A×3	3点×5	3点×5	4点×1 3点×4	S×1 A×4	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	4点×2 3点×4	S×1 A×5	3点×5	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×2 A×3	
(2)航空安全に係る教育等の充実	3点×3	A×3	3点×4	4点×1 3点×3	3点×4	A×4	
(3)他機関との有機的連携		A					
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実			3点×2	3点×2	3点×2	S×1 A×1	
(4)成果の活用・普及	3点×2	A×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
(5)企画調整機能の拡充			3点	3点	3点	A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	3点	A	3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	—			—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—			—	—	—	
6.剰余金の使途	—			—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	A	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点×2	A	3点×2	3点×2	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航空大学校の設立目的に沿って着実に業務を遂行しており、業務方法の改善、工夫などにも積極的に取り組んでいることは評価できる。
- 人員削減及び経費の縮減計画を着実にこなし、業務運営の効率化に努めていることは評価できる。
- 単発事業用課程における技量の見極めについて、教育規程の改定による訓練の効率化、併せて質の向上が図られていること、応募基準の改定、合格基準の緩和等についても、創意・工夫の努力がなされていることは評価できる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 今後の新たな技能証明(MPL)の資格設置など、パイロット養成のあり方も変革の時期にあり、長期的な検討が必要である。
- 受験者の身体検査基準(視機能)や身長要件を緩和したことにより、受験生の更なる確保が図られたことは評価できる。これらの身体的要件の変更と安全との検証、および更なる緩和の可否について引き続き検討を期待する。
- 組織運営の効率化に努めるとともに、一層の効果的な教育、効果的な組織運営を目指して欲しい。
- 最大の課題は「航空機運航における安全維持」である。訓練機の事故発生に対しては迅速な対応により、学生訓練への影響を最小限に抑えたものの、胴体着陸という事故の発生を重く受け止め、今後のより一層の安全対策に向けた契機となることを切望する。
- 航空大学校における操縦の基礎教育は、民間の乗員養成機関とは違い経済的な要素に左右されず、どこまで基本的な手順の追及を行うことができるか否かであり、最近ではコストにかなり視点が行き過ぎて、航空大学校本来の操縦士養成が出来にくくなっていると思われる。例えば、単発事業用課程における修了要件の見直しについては、航空大学校の操縦訓練という視点から十分吟味して欲しい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
------	---------	-------------	-----------------

組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務の効率化を次のとおり図り、常勤職員2名を削減。             <ol style="list-style-type: none"> <li>整備管理業務のうち、発動機・プロペラなどの時間管理部品について、修理作業発注から完了後の保管までを委託し常勤職員1名を削減。</li> <li>運航管理業務の一部について、民間委託化等を推進するため、契約職員へ業務の移行を行い、常勤職員1名を削減。</li> <li>入学試験職務適性に係る分析・評価に係る一般競争について、総合評価落札方式の導入により、委託先の審査業務の効率化等を図った。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい要員体制の中で、安全の確保を図りつつ、業務内容の見直し等を行い、常勤職員の2名削減を行ったことは評価できる。</li> </ul>
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約18% (21名)について、国等との人事交流を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画を大幅に上回る人事交流が実施され、組織の活性化と人件費抑制を図ったことは評価できる</li> </ul>
業務運営の効率化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生へのアンケート調査を継続的に実施しており、検証にあたってはそれを踏まえた評価を行い、シラバスの高質化に努めた。</li> <li>単発事業用課程における新シラバスの検証を行い、単発事業用課程修了における最終技能審査の見直しにより、最終技能審査細部実施要領を改定し、技能審査の合理化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新シラバスの実施と効果の検証を行うことによって、教育方法の改善を教育の質的成果に結びつけるように努力していることは評価できる。</li> <li>単発事業用課程修了時の技能審査要件の飛行訓練時間見直しを行うことによって、教育・訓練業務の合理化とともに、質の向上も図られたことは評価できる。</li> <li>シラバスにおいて、PCDAサイクルが実施されていることは評価できる。</li> </ul>
調査・研究の実施等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>単発事業用課程について、これまで蓄積された経験を踏まえ、教育内容・手法・評価法も含めシラバスの変更を行った。今後、検証予定。</li> <li>米国フライト・セーフティ・インターナショナルに教官を派遣し、乗員養成に係る実態調査を実施。特に身体要件に関しては、調査結果を受けて身長要件の見直し(163→158cm 以上)。JAL ナハ°訓練所において実機飛行に関する調査、さらに JAL テクニカルセンターにおいては Multi Crew Co-Operation に係る予備研修を受講。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗員養成に関わる実態調査を基に、入学志願者の身長要件を見直したことは、受験者の増加につながり評価できる。また、安全委員会での蓄積したパイロットレポート等のデータを用いて、いち早く安全管理システムを導入するための分析・評価の試行を行っていることは評価できる。</li> <li>教育の質の向上及び効率化を図るための調査・研究の成果を教育・訓練シラバスの変更や受験生の募集に反映させるなど、積極的な取り組みは評価できる。</li> </ul>
受験者数の拡大、現行の入学試験の内容等の評価等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度入学生からの段階的な授業料の値上げによる受験生の減少が懸念されたが、受験者拡大に向け、継続的な広報活動に加え、ホームページの改善など広報業務の充実に努めた結果、受験者数をほぼ例年並みに確保(633名)。</li> <li>航空会社の採用担当者等と情報交換を行い、22 年度入学試験から身体検査合格基準(視機能)の一部緩和を実施。それにより三次試験の受験者数の拡大が図られ、より資質の高い学生の確保を図った。また、23 年度入学の応募に向け、身長基準を見直し、受験生の更なる確保を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料の値上げによる受験者数の減少懸念にもかかわらず、広報活動、ホームページの改善等の取り組みを積極的に行い、受験生の拡大に向けた対策を講じ、例年並みの志願者数を確保したこと、また、視機能に関わる合格基準を緩和したことにより、三次試験受験者の大幅な増加を図るなど、あらゆる角度からの検討により、より資質の高い72名の学生を確保できたことは評価できる。</li> </ul>
航空技術安全行政への技術支援の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2010 年 11 月から操縦士養成機関に対し導入が義務付けられている安全管理システム(SMS)について、ICAO のマニュアルを調査し、「操縦士養成機関連絡会議」において操縦士養成を行っている事業者、私立大学及び航空局に説明を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICAO のマニュアルの調査で得られたSMSに関する知見を操縦士養成機関連絡会議において情報提供するなど、SMSの導入にも貢献しており、国土交通省を含め関係機関との連携強化が図られ、行政へのフィードバックが積極的に行われていることは評価できる。</li> </ul>
航空思想の普及、啓発	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校において、「空の日」行事を実施。また、「航空教室」(15 回)や「市民航空講座」(9回)を実施。</li> <li>稚内、福岡及び大分の各空港で開催されたスカイフェスタにも参加して、航空思想の普及、啓発や地域との融和に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画を上回る回数・内容の行事を通じて、航空思想の普及等に努めたことは評価できる。</li> <li>航空大学校が積極的に操縦訓練へ理解、将来を担う航空従事者への確保に向けて、「航空教室」「市民航空講座」などの活動を継続していることは評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

・ 該当なし。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: <a href="http://www.navi.go.jp/">http://www.navi.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jiseki.htm</a>
中期目標期間	4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	3点	3点	S				
(2)人材活用	3点	3点	A				
(3)業務の効率化	4点	3点	S				
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討	—	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	4点×1 3点×1	3点×2	S				
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	B				
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	4点×2	4点×1 3点×1	S				
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	5点×1 4点×2 3点×1	4点×1 3点×3	S				
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	4点×1 3点×2	3点×3	A				
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	3点×4	4点×1 3点×2	A				
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	3点	3点	A				
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	3点	3点	A				
3.予算	3点	3点					
4.短期借入金	—	—	A				
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	A				
(2)人事に関する計画	3点×2	3点	A				
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底				4点×1 3点×8	4点×5 3点×4	S×3 A×6	
2.検査情報の電子化等による検査の高度化				5点×1 4点×2 —×1	4点×1 3点×3	S×2 A×2	
3.受検者等の安全性・利便性の向上				4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×3 A×2	
4.自動車社会の秩序維持				4点×2	4点×3	S×4	

				3点×3	3点×2	A×1
II.業務運営の効率化						
1.組織運営				4点×1 3点×1	3点×2	A×2
2.業務運営				3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等				3点	3点	A
III.予算、収支計画及び資金計画				3点	3点	A
IV.短期借入金の限度額				—	—	—
V.重要財産の処分計画				—	—	—
VI.剰余金の使途				—	—	—
VII.その他業務運営に関する事項						
1.施設及び設備に関する計画				3点	3点	A
2.人事に関する事項				3点	3点	A

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評点の最頻値</li> <li>(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</li> <li>車両不具合情報システムによる各事務所からのリコールに繋がる情報収集の推進を図り、リコール対象車の早期発見について更なる貢献に取り組むことが必要。</li> <li>また、アンケート調査や予約システムの改善など、利用者の視点に立ったサービス向上への取り組みについて、今後の実績に期待する。</li> <li>自動車審査高度化施設の運用開始に向けて、今後も電子化、IT化を進め、効率的な業務の実施とともにユーザー利便の充実を図ることが望まれる。さらに、将来的に自動車審査高度化施設を活用することにより、リコールに繋がる不具合情報の抽出等が期待されることから、関係機関と連携を密にして本施設が早期に全国で運用されることを望む。</li> </ul>
---

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新たな審査方法の検討	I 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>車載式故障診断装置(OBD)の排出ガス検査への活用について、諸外国に役職員を派遣して OBD を活用した排出ガス検査に関する活用状況等の調査を行うとともに、外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」において、実用化に向けた検討を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OBD は非常に重要な今後の技術。積極的な検討を評価。</li> <li>(総合評価)</li> <li>新たな審査方法としては車載式故障診断装置(OBD)の活用に関する検討を行っており、今後の重要な技術として、積極的に取り組んでいる。</li> </ul>
受検者の要望の	I 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査場におけるサービスの向上や施設の改善に資するため、全国の主要な自動車検査場10か所において、受検者に対するアンケート調査を実施しており、受検者のニーズの把握に努力。</li> <li>調査の結果については、受検者の属性等を踏まえて分析を行った上で、次年度の検査官等研修において、安全作業に関する研修を充実させるとともに、「ヒヤリハット」の事例検討行い、事故防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の視点に立ったサービス向上のため、積極的に行ってほしい。</li> <li>アンケート調査等による事故防止の実績などを明らかにするよう努力してほしい。</li> </ul>
不正改造車対策の強化	I 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めており、13万台の車両について街頭検査を実施。</li> <li>街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」の不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施。</li> <li>効果的・効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計を用いた場合の測定方法及び判定値を審査事務規程に規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(総合評価)</li> <li>自動車社会の秩序維持を目指し、不正改造防止のための啓発活動を行っている。街頭検査においては社会的な要請への対応に努めるとともに、審査件数についても目標値を大きく上回る実績を上げている。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>
--

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石川 裕己)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:家田 仁)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jrtt.go.jp/">http://www.jrtt.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.jrtt.go.jp/01Organization/Plan/pdf/gyomuhyoka_h21.pdf">http://www.jrtt.go.jp/01Organization/Plan/pdf/gyomuhyoka_h21.pdf</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	A	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1) 総括的業務	3点×9	3点×8	3点×8	A×2			
(2) 鉄道建設業務	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2			
(3) 船舶共有建造業務	3点	3点	3点	A			
(4) 造船業構造転換業務				A			
(5) 国鉄清算業務	3点	3点	3点	A			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 鉄道建設業務	5点×3 4点×4 3点×1	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2			
(2) 船舶共有建造業務	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2			
(3) 鉄道助成業務	3点×3	3点×3	3点×3	A×2			
(4) 技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	5点×1 4点×4 3点×5	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1			
(5) 造船業構造転換業務	3点	3点		A			
(6) 国鉄清算業務	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1			
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点				
(2) 総括的業務	4点×2	4点×2	3点×2	S			
(3) 船舶共有建造業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2			
(4) 改造融資業務等の適正な処理	3点	3点	3点	A			
(5) 実用化助成業務		3点※	3点※				
(6) 造船業構造転換業務	3点	3点	3点	A			
(7) 内航海運活性化融資業務	3点	3点	3点	A			
4. 短期借入金の限度額	3点	3点	3点				
5. 重要財産の処分計画	—	—	—				
6. 剰余金の使途	—	—	—				
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	—	—	—				
(2) 人事に関する計画	3点*	3点*	3点*				
(3) 契約に関する計画	3点	3点	3点				
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 鉄道建設業務					4点×3 3点×6	S×4 A×5	
(2) 船舶共有建造業務					5点×1 4点×1	S×1 A×1	
(3) 鉄道助成業務					3点	A	
(4) 技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等					4点×3 3点×1	S×3 A×1	
(5) 国鉄清算業務					3点×2	A×2	

(6)業務全般に関する項目					3点×3	A×3
2.業務運営の効率化						
(1)組織の見直し					3点	A
(2)経費・事業費の削減					3点×2	A×2
(3)随意契約の見直し					3点	A
(4)資産の有効活用					3点	A
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算、収支計画及び資金計画					3点	A
(2)財務内容の改善					4点×1 3点×3	A×4
4.短期借入金の限度額					3点	A
5.重要な財産の譲渡等に関する計画					—	—
6.剰余金の使途					—	—
7.その他業務運営に関する重要事項						
(1)人事に関する計画					3点	A
(2)積立金の使途					—	—

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績をあげているものと評価できる。評点の分布状況からみて総合評定はAとした。</li> </ul>
(法人の業績の実績)
<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道建設業務、船舶共有建造業務のいずれも高い技術力を生かし、積極的な技術開発とその実施がなされている。鉄道に関しては学会から賞を授与されており、SESに関しては、常に一步先の技術の導入に向けて努力がなされている点が、高く評価される。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設中の整備新幹線の各線については、完成予定を達成できるよう、引き続き事業の進捗を図った。特に、東北新幹線(八戸・新青森間)、九州新幹線(博多・新八代間)は、平成 16 年政府・与党申合せにより完成目標時期を2年前倒し(平成 22 年度末)されたが、技術開発の推進及び厳しい工程管理により工期短縮に尽力し、平成 22 年度の開業に目途がついた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設中の東北新幹線、九州新幹線につき、完成目標時期の2年前倒しを図るべく、雪対策を含む技術開発の推進や工程管理の強化によって、工期の短縮に目途をつけたことは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>完成目標時期の大幅な短縮を可能にした技術開発の推進と工程管理の強化は高く評価されねばならない。</li> </ul>
船舶建造等における技術支援	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1990 年代初頭と比較してトンマイル当たり二酸化炭素排出量を 16%以上低減できる先進二酸化炭素低減化船の船型を機構が開発するとともに、その船型を共有建造で利用できるように新しい技術基準を策定した。</li> <li>平成 17 年度から国土交通省と連携して環境負荷低減、内航海運活性化、物流効率化といった課題に対応するために、環境にやさしく経済的な電気推進船SESの建造促進に取り組んでいるところ、平成 21 年度は新たに5隻が竣工し、これまでで計 11 隻が竣工した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素低減化船の技術支援について、新しい技術基準を設け事業者への支援を図ったことは大いに評価できる。</li> <li>新たなCO2削減目標を設定した先進的SES普及のための汎用機器の活用による構造コストの削減など、創意工夫を凝らした積極的な技術支援活動は評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>
--

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jnto.go.jp/jpn/">http://www.jnto.go.jp/jpn/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	S	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。</p> <p>5. 項目2.(3)の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>6. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>7. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	4点	4点	4点	S			
(1)組織運営	3点	3点	3点	A			
(2)職員の意欲向上と能力啓発	3点	4点	4点	S			
(3)業務運営の効率化の推進	4点×3	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S			
(4)人件費削減の取組み		4点	4点	S			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	4点×3 3点×3 2点×1	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2			
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	4点×2 3点×4 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3			
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	4点	4点	4点	S			
(4)附帯する業務	3点	3点	3点				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	3点	4点	4点				
(2)予算(人件費の見積を含む。)	3点	3点	3点				
(3)収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	S			
4.短期借入金の限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※	※				
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	※	A			
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	3点	3点	3点				
I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定					4点	A	
2.総人件費改革					3点	A	
3.組織体制の整備					4点	A	
4.関係機関との連携強化					3点	A	
5.随意契約の見直し					3点	A	
6.民間からの出向者等の活用					4点	S	
7.プロパー職員の育成等					4点	S	
8.内部統制の公表					3点	A	
9.活動成果の明確化					3点	S	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務					4点×2 3点×2	S×2 A×2	
2.国内受入体制整備支援業務					3点×2	A×2	



3.国際会議等の誘致・開催支援業務					3点	B
III.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算(人件費の見積りを含む。)					3点	A
3.収支計画及び資金計画						
IV.短期借入金の限度額					-	-
V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画					-	-
VI.剰余金の使途					-	-
VII.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途						
3.その他中期目標を達成するために必要な事項					※	※

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 世界的な経済不況や新型インフルエンザ等の外的要因の中、運営費交付金対象業務経費の増加や国際会議誘致件数の減少はあったが、業務運営の効率化や業務の質の向上に積極的に取り組み、中期計画の着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、「訪日外国人3000万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化目標の設定	I 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費の削減に努力し、対平成 19 年度比3百万円(▲2.89%)を削減。一方、運営費交付金対象業務経費は一般競争入札等の活用、海外事務所の移転等業務運営の効率化を推進したものの、その一方で世界的経済不況や新型インフルエンザにより落ち込んだ訪日市場の回復のために各市場でプロモーション事業を重点的に展開したことや、予期せぬ海外事務所の移転経費が発生したことから、対平成 19 年度比 18 百万円(2.63%)増。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費については、平成 21 年度は対平成 19 年度比で3百万円(▲2.89%)を削減。一方、運営費交付金対象業務経費については、平成 21 年度は世界的経済不況や新型インフルエンザに対応してプロモーション事業を重点的に展開したことから、対平成 19 年度比 18 百万円(2.63%)増。</li> </ul>
広告宣伝・メディア広報事業	II 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地図表記の多言語化」を図るとともに、「交通機関乗り換え案内機能の提供」を英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)の4言語で運用を開始。</li> <li>動画ライブラリやフォトライブラリーの充実を図ったことから、ウェブサイトのアクセス数は、対 20 年度実績で 61%増の約 1 億 870 万ページビューとなり、年度計画目標を大幅に上回った。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイトのアクセス数は、対 20 年度実績で 61%増の約 1 億 870 万ページビューとなり、平成 21 年度計画の数値目標である 7,200 万ページビューを大幅に上回る。ただし、前年度と比べメディアへの協力件数は増加しているが、その掲載・放映件数の確認数は減少。</li> </ul>
国際会議等の誘致・開催支援業務	II 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議誘致成功件数は、目標を大幅に下回り63件。平成 20 年度から機構が実績として扱う国際会議の対象を「20 名以上」から国際団体連合の定義に合わせ「50 名以上」に引き上げ厳しい条件を自らに課すところとなったなかで、21 年度計画では対前年度 7.1%増の 75 件を目標値として設定し、人材育成関連セミナー、国際会議誘致・開催貢献者表彰、交付金交付等国際会議の開催支援を積極的に実施。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界的不況の中、国際会議誘致成功件数は、目標を大幅に下回り 63 件であった。</li> <li>世界的不況により国際会議の開催を躊躇したり誘致を見送った主催者が多かったことが考えられる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： <a href="http://www.water.go.jp/">http://www.water.go.jp/</a> 評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm</a>
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	A	1.総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	3点	3点	4点	A			
(2)効率的な業務運営	3点	3点	3点	A			
(3)事務的経費の節減	4点						
(4)人件費の削減		4点	4点	S			
(5)事業費の縮減	3点	3点	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	4点×2 3点×1	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2			
(2)的確な施設の管理	4点×2	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2			
(3)災害復旧工事の実施	3点	3点	3点	A			
(4)総合的なコストの縮減	4点	4点	4点	S			
(5)環境保全への配慮	4点	4点	4点	S			
(6)危機管理	3点	3点	3点	A			
(7)工事及び施設管理の委託	3点	3点	3点	A			
(8)関係機関との連携(建設)	3点	3点	3点	A			
(8)関係機関との連携(管理)	4点	3点	3点	A			
(9)説明責任の向上	3点	3点	3点	A			
(10)事業関連地域との連携促進	3点	3点	3点	A			
(11)技術力の維持・向上	4点	4点	4点	S			
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)				A			
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	3点	3点	3点				
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	3点	A			
(2)人事に関する計画	3点	3点	3点	A			
(3)積立金の使途	3点	3点	3点	A			
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	3点	3点	3点	A			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理					4点×2 3点×1	SS×1 A×2	
(2)リスクへの的確な対応					3点	A	
(3)計画的で的確な施設の整備					4点×2	A×2	

(4)環境の保全					4点	S	
(5)技術力の維持・向上と技術支援					4点	S	
(6)関係機関との連携					2点	A	
(7)水源地域等との連携							
(8)広報・広聴活動の充実					3点	A	
(9)内部統制の強化と説明責任の向上					3点	S	
2.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営							
(2)効率的な業務運営							
(3)事務的経費の節減					4点	S	
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減							
(5)コスト構造改善の推進					3点	S	
(6)事業費の縮減							
(7)適切な資産管理					3点	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画					3点	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画							
(2)人事に関する計画							
(3)積立金の使途					3点	A	
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果 (H22. 9. 17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目 16 項目のうち、SSが 1、Sが 5、Aが 10 項目の評価となっており、記述による評価も踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることからAとした。</li> </ul>
(課題・改善点、業務運営に関する意見等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理については、不測の事態が、さまざまな局面で生じることが考えられるため、重点的施策として、多様なシナリオの検討を行い、予防的施策のプログラムの導入を検討すべきと考える。</li> <li>機構は、業務全般において関係機関との連携や外因性リスクへの対応等を着実に進めていた。一方で、自らが水質事故を起こしたことは重大であり、このことを重く受け止め、組織内で事故の発生原因や今後の対策に関する情報の共有及び現場の管理体制の再検討をするとともに、利害者や関係機関等に対し、適時適切な情報提供等を行う等、積極的な連鎖を図り、再発防止に努められたい。</li> <li>水資源機構の自己評価で厳しく指摘された群馬用水の水質事故問題は、工事の事前説明の未実施、発生後の関係者への情報提供・対応の遅れ、問題の重要性への認識度などが大きな要因と思われる。徳山ダム問題などこれまでの苦い教訓がどこまで組織全体に活かされているのか。機構全体として節発防止のための不断の努力、問題が生じたときの機敏な対応が一層求められる。</li> <li>しかしながら、人員の削減、コスト削減、低価格入札の増加が、将来、重大な事故発生要因となる可能性を否定できない。この点に関する対処方策を早急に考案し、管理運営における安全性や安定性の確保を図る必要がある。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
洪水被害の防止又は軽減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年は、主に前線による降雨で洪水が発生した。このような状況下において、全 22 ダムのうち 11 ダムにおいて、延べ 16 回の洪水調節を実施(平成 20 年度は 4 ダム、延べ 13 回)し、洪水被害の軽減を図った。印旛沼開発施設では延べ 4 回の洪水に対し合計約 4,856 万 m (印旛沼利水容量の 3.7 杯分)の排水を実施し、浸水被害の軽減を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度な判断がなければ、甚大な被害が発生する状況にあったことを考慮すると、今回の対応は社会的に高く評価されるべきものである。</li> <li>名張川の洪水被害の回避は、これまでの経験や技術の蓄積と現場の努力とによって実現したものであり、建設から運用の時代への転換に対応したスキルを高く評価する。</li> </ul>
入札契約制度の競争性・透明性の確保	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人の業務実績</li> <li>業界各社へのアンケート調査等を実施し、平成 21 年 9 月に「1 者応札についての取り組みについて」を取りまとめ、全社的に取り組みとともに、ホームページ上に公表した。その結果、平成 20 年度の 1 者応札率が 70.0%であったのに対し、平成 21 年度は 49.2% (第 4 四半期の 1 者応札率は、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理委員会において、個別のリスクに係る対応等について審議し、リスク管理体制の整備を図っている。</li> <li>耐震性強化に積極的に取り組み、ダム施設等の耐震性照査、豊川用水等で耐震補強にも取り組んでいる。</li> <li>水輸送局バックや移動式海水淡水化装置等の活用等の代替水源確保策も順調に取り組</li> </ul>

	<p>19.7%) であり、実質的な競争性が高まりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府省評価委員会による評価結果等 特に一者応札については、山間僻地事業活動という特殊事情のもと、業界各社へのアンケート調査等を実施し、「一者応札の改善への取り組みについて」を取りまとめ全社的に対応することにより、改善策実施後の第4四半期には、一者応札率が、19.7%となるなどその取り組み及び成果は高く評価できる。</li> </ul>	<p>んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ対応、チリ中部沿岸地震に伴う津波への防災対応、北朝鮮飛翔対発射への防災対応など、リスク管理の取り組みが着実に進められており評価できる。</li> </ul>
--	---	---

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

• 該当なし



法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療養護施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nasva.go.jp/index.html">http://www.nasva.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	A				
(2)人材の活用	4点	4点	S				
(3)業務運営の効率化	4点×4 3点×10 2点×2	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	S×1 A×4				
(2)適性診断業務	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×2 A×3				
(3)重度後遺障害者に対する援護	4点×3 3点×3 2点×2	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1				
(4)交通遺児等に対する支援	3点	3点	A				
(5)広報活動	3点×2	3点×2					
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	3点×2	3点×2	A				
(7)情報提供	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×1 A×3				
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	3点					
4.短期借入金の限度額	—	—	A				
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	A				
(2)人事に関する計画	3点	3点	S				
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化				3点	3点	A	
(2)人材の活用				3点	4点	S	
(3)業務運営の効率化				5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	4点×4 3点×6	S×3 A×6	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務				3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援				4点	4点	S	
(3)療護施設の設置・運営				4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×3	
(4)介護料支給等支援業務				3点×1 2点×1	3点×2	S×1 A×1	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付				4点×1 3点×1	3点×2	A×2	
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実				4点	3点	A	

(7)自動車アセスメント情報提供業務				4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	A×6
(8)自動車事故対策に関する広報活動				3点	3点	A
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画				3点	3点	A
Ⅳ.短期借入金の限度額				—	—	—
Ⅴ.重要財産の処分計画				—	—	—
Ⅵ.剰余金の使途				—	—	—
Ⅶ.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画				2点	3点	A
(2)人事に関する計画				3点	3点	S

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は中期目標・年度計画にしたがって、順調に業務を実施、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
- 今後、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供や教育訓練を積極的に行うことが求められる。この取組は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を受けて政府が考える施策を実効あるものにするためにも必要である。
- 一般病院の療護施設機能の一部委託については順調に進められているところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援	Ⅱ2	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに適性診断の実施機関になろうとする団体に対してカウンセラー教育訓練や指導主任者教育訓練等の研修を実施。</li> <li>当機構以外の認定された適性診断実施機関に対して指導主任者の教育訓練(7団体 23名)、カウンセラーの教育訓練(5団体 6名)を実施。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供や教育訓練を積極的に行うことが求められる。この取組は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を受けて政府が考える施策を実効あるものにするためにも必要である。</li> </ul>
療護施設の設置・運営	Ⅱ3	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度においては、療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)によるデータの蓄積を進め、平成 21 年 12 月及び平成 22 年 3 月のセンター長会議において統計的な分析及び公表内容等の検討を行い、平成 22 年 3 月末に4療護センター入院患者のナスバスコアによる治療改善効果の分析結果を初めて公表。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般病院の療護施設機能の一部委託については順調に進められているところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- 安全指導業務(指導講習事業、適性診断事業)については、国土交通省自動車交通局安全政策課より、平成 22 年6月 30 日に報道発表された「安全指導業務の実施に関する民間参入の促進について」において、民間参入の促進を図ることとしている。本法人では、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対し、認定取得支援を実施しており、評価結果においては、「民間団体への支援体制の強化が図られていると認められるため、優れた実施状況にあると評定した」との評価が行われている。しかしながら、平成 20 年度業務実績評価においては、本法人の支援の結果、認定団体が1団体増えたとの定量的な成果に基づいて評価が行われているが、平成 21 年度は認定団体が増えていない点について評価結果等において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、民間参入の促進によって支援を必要とする団体が増加することが予想されることから、支援体制の強化のみならず、それによってどの程度認定団体が増加したのか定量的な成果も明らかにした上で、評価を行うべきである。
- 交通遺児等への生活資金の貸付業務については、貸倒懸念債権等の増加要因を景気の低迷により返済が滞っているためとし、本法人において債権回収マニュアルの一層の徹底を図ることによって回収実績の向上を図ることとしていることから、評価結果においては、「着実な実施状況であると認められる」とされている。しかしながら、現行の中期目標期間を3年過ぎ、貸倒懸念債権等が増加する一方であるにもかかわらず、平成 19 年度から 21 年度の評価の結果を見ると、ほぼ同様の内容となっており、状況の改善を促すような評価が行われていない。今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：竹内 壽太郎）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）
ホームページ	法人： <a href="http://www.oeia.or.jp/">http://www.oeia.or.jp/</a> 評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	S	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	3点	S	4点	A	
(2)人材の活用	4点	3点	3点	A	3点	A	
(3)業務の効率化	5点×1 4点×2 3点×1	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	4点×1 3点×2	A×2	
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	3点×4	3点×4	3点×4	A×5	3点×2	A×2	
(2)業務の確実な実施	5点×1 3点×5	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4			
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施					3点×8	S×1 A×8	
(3)空港と周辺地域の共生	3点	3点	3点	A			
(3)随意契約の見直し					4点	S	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備					—	—	
(5)業務の確実な実施					4点×2 3点×3	S×2 A×2 B×1	
(6)空港と周辺地域の共生					3点	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)				S			
(1)予算	4点	4点	4点		4点	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4. 短期借入金の限度額	—	—	—		—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—		—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7. その他業務運営に関する事項				S×2			
(1)人事に関する計画	4点×2	4点×2	4点×2 3点×1	A×1	3点×2	A×2	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。  
(課題・改善点、業務運営に関する意見等)
- 中村地区問題、大井地区整備、共同住宅事業、代替地造成事業等が終了し、民家防音工事補助事業に定額制を導入したこと等により、業務は減少しているため、組織及び役職員の再編・スリム化を検証する時期。
- 凍結された独法整理合理化計画の精神を受け継ぎ、昨年の独法の抜本的見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中、空港周辺対策、組織の在り方のいかなる方向付けにも迅速に対応できるよう、業務改善の準備を整えておくべき。



## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
再開発整備事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大井地区再開発整備事業(その3)については、地元住民や地元自治体等関係機関とも頻りに調整を図りつつ整備を進め、平成22年3月に施設整備(躯体及び外装工事等)が完了した。当該施設整備の完了により、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構の4者で平成4年に策定した「大井地区地区整備基本計画(再開発整備)」に基づく同地区の再開発について、全体計画が概成することとなる。第1種区域内(第2種区域を除く)で行っている事業については、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、平成21年度末で2件事業を廃止した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大井地区再開発整備事業(その3)は地元住民・自治体等関係機関と頻りに調整を図りつつ整備を進め、平成21年度に施設整備を完了した。これは、福岡空港周辺における長年の懸案であった大井地区の再開発整備事業全体計画が概成することとなり、今後の同地区の活性化に大きく寄与するもので、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。また、第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業について、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、平成21年度末で2件の事業を廃止した。</li> </ul>
民家防音工事補助事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業執行方法の改善等の観点から、更新工事調査に加え、更新工事についても原則として全ての施工業者を一般競争入札で決定することとし、特段の理由により申請者が施工業者を決める場合は、他の入札結果を勘案した低減率を積算額に乗じることとして事業費の大幅な縮減を図った。</li> <li>平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けて、国及び地方公共団体と調整を図りつつ、周辺住民への広報等を適切に実施した。また、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについては、リーフレットを作成し市を通じて各戸に配布するとともに、市の広報誌や機構ホームページでも周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新工事における競争入札を徹底したことから、平成20年度の500件弱から平成21年度は1,000件を超えるに至った。事業費についても、平成20年度が36百万円に対して平成21年度は180百万円(144百万円増)と大幅な縮減を図ったことは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。また、平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けて、国及び地方公共団体と調整をはかりつつ、周辺住民に対しても、リーフレットの作成及びホームページでの掲載等、適切に実施している。</li> </ul>
大阪国際空港周辺の緑地整備	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、買収予定地約1.36haのうち0.37ha(利用緑地約0.07ha、緩衝緑地第1期事業0.3ha)を買収し、用地取得進捗率を約97.0%(平成20年度末現在約96.0%)とした。残りの買収予定地については、補償交渉の難航等により、翌年度へ繰越することとした。また、買収済みの土地約0.81haについて造成・植栽を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地補償交渉において相手地域住民の理解が得ることが出来ず、難航を極める中、予算を一部繰越すこととなり、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得は約0.37haを買収し、用地取得率が約97%となった。また、買収済みの土地0.81haについては、年度計画通り造成・植栽を実施しており、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果において、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」及び「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制」について、言及されていない状況が見られた。今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか検証した上で、評価の結果において明らかにすべき。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：富賀見 栄一）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：藤野 正隆）
ホームページ	法人： <a href="http://www.mdpc.or.jp/">http://www.mdpc.or.jp/</a> 評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	A	<p>1.総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2.項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4.項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	—	—	—	A	3点	—	
(2)業務運営の効率化	4点×1 3点×1	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	4点×2 3点×3	S×1 A×4	
(3)関係機関等との連携強化	3点	3点	3点	A	3点×2	A×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	4点	4点	4点	S			
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	3点×2	3点×2	3点×2	A×3	4点×3	S×1 A×4	
(2)機材事業	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	A×2	
(3)海上防災訓練事業	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
(4)調査研究等事業	3点×2	4点	3点	A×2	3点×2	A×2	
(5)国際協力推進事業	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	3点×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)	—			A			
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点		3点	A	
(2)予算							
(3)収支計画	—						
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—		—	—	
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—		—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	3点	3点	3点	A	3点×2	A×2	
(2)人事に関する計画	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	A×2	
(3)積立金の使途					—	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)（主なものの要約）

(1)総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最頻値の評定であるため。</li> </ul> <p>(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から32.9%（21年度）に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。</li> </ul>
--

- 一者応札については、20年度は22件であったところ、21年度は3件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。
- 給与水準(ラスパレス指数 107.6)について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勧告すれば、妥当な数値であると思料する。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 内部統制については、役職員で構成するプロジェクトチームにより、専門家等からの意見聴取、内部規程の整備等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人件費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度の人件費を278,565千円とし、平成17年度(310,516千円/決算額)に対して10.3%(31,951千円)に相当する額を削減し、21年度計画の目標値を達成。</li> <li>主な削減項目:退職者に替えて若年のプロパー職員を採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。</li> <li>なお、センターは、海上防災に関する高い知見と経験を有した熟練の職員の存在が大きな利点となっている。人件費削減等の局所的な効率性が優先される余地、その利点が損なわれてはならない。</li> </ul>
随意契約の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「随意契約見直し計画」に基づき、平成18年度に90%だった随意契約件数の割合を、32.9%まで引き下げ。</li> <li>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」を策定。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%(18年度)から32.9%(21年度)に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。</li> <li>一者応札については、20年度は22件であったところ、21年度は3件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。</li> </ul>
HNS防除体制の充実強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。</li> </ul>
海上防災訓練事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準コースを11回(計456名)、消防実習コースを8回(計251名)、それぞれ実施。</li> <li>標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練を変更することなく、1回追加して実施。</li> <li>利用者ニーズに応え、コンビナートコース火災マネジメントコースを新たに開設し、大規模危険物施設火災対応管理能力の向上を目的とした訓練を計15名の受講生に対して実施。</li> <li>原子力発電所火災コースについても新たに開設し、計5回の火災消火訓練を計165名の受講生に対して実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員法に基づく法定訓練を実施する一方、社会的ニーズに応え新たな防災訓練コースを開設するとともに、民間企業(電力、ガス、石油・石化企業等)からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小川 忠男)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者とならうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ur-net.go.jp/">http://www.ur-net.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	3点	3点	3点	A		
2 事業リスクの管理	4点	4点	3点	4点	S		
3 事業評価の実施	4点	4点	4点	3点	S		
4 一般管理・事業費の削減	3点	3点	4点	4点	A		
5 総合的なコストの削減	3点	3点	4点	3点	A		
6 入札及び契約の適正化の推進	3点	3点	3点	3点	A		
7 積極的な情報公開	3点	3点	3点	3点	A		
8 業務・システム最適化の実現	—	3点	3点	3点	A		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進						A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用						S×2 A×1 B×1	
3 新規に事業実施しないこととされた業務						A×2	
4 業務遂行に当たっての取組						A×3	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4点×2 3点×3 2点×1	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	4点×2 3点×4	S×2 A×4		
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	3点×4	A×2		
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4点×2 2点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×2		
4 事業遂行に当たっての取組	3点×3	4点×1 3点×2	3点×3	3点×3	A×3		
II 業務運営の効率化に関する目標を							

達成するためとるべき措置						
1 業務運営の効率化						A
2 適切な事業リスクの管理等						A
3 一般管理費・事業費の効率化						S
4 総合的なコスト構造の改善						
5 入札及び契約の適正化の推進						A
6 業務・システム最適化の実現						—
(財務内容の改善に関する事項)						S
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画	5点	5点	4点	3点		A
Ⅳ 短期借入金の限度額						—
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—		—
Ⅵ 剰余金の使途	—	—	—	—		—
(その他業務運営に関する重要な事項)						A×1 B×1
Ⅶ その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—		—
2 人事に関する計画	3点	3点	3点	3点		A
3 子会社・関連会社等の整理合理化	4点	3点	2点	2点		
3 関係法人に係る取組						A
4 中期目標期間を超える負債負担	—	—	—	—		—
5 都市再生機構法第33条第2項に規定する積立金の使途						—

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ いずれの事業においても、毎年度、中期目標の達成に向けて努力することは当然のことであるが、一方で、我が国を取り巻く社会経済情勢が激しく変化する中、「UR賃貸住宅」をはじめ機構が保有する限られた資源をいかに配分し、有効活用していくべきかといった視点から、中期目標・中期計画の見直しも含め、常に柔軟な発想や臨機応変な対応が求められる。
- ・ 機構がこれまでに蓄積してきたノウハウを活かし、開発途上国等海外のまちづくり分野において技術支援等を展開していくことは、宗教・文化の違いやリスクの存在に十分な留意が必要ではあるが、今後の検討に値するテーマである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
住宅セーフティネットとしての役割への重点化	I 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抽選による新規賃貸住宅の入居者募集においては、全ての募集において、子育て、高齢者世帯等の当選率を一般の方の当選率に対し20倍としており、現行制度導入前(平成19年度)と比較して、平成21年度の子育て、高齢者世帯等の申込割合は約5ポイント上昇。また、既存賃貸住宅の入居者募集においては、子育て、高齢者世帯等のみを対象とした優先申込期間(7日間)の設定について、周辺に子育て施設や高齢者施設が立地するなど良好な環境が整った40団地で試行的に実施。</li> <li>・ 新たな団地内施設整備により新規に2件を誘致し、既存の空き施設においては、子育て支援施設6件、高齢者支援施設16件が開業し、平成21年度末時点の施設数は、子育て支援施設が85件、高齢者支援施設が171件となった。また、団地再生事業に伴い生み出される整備敷地の活用により、高齢者施設4件、子育て支援施設2件、障害者支援施設1件を誘致し、地域の福祉拠点の形成を推進。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、子育て世帯等に対する優先入居措置については、施行対象団地での取組は評価できるが、平成20年度に実施した措置の効果検証を平成21年度中に行い、対象団地の拡大等を検討することとなり、優先入居措置の適切な実施に向けて取組を加速されたい。</li> <li>・ 賃貸住宅の空家等を活用した保育ママ(家庭的保育)制度の導入は、今後大いに期待される取組みであり、NPO法人や民間事業者との連携を一層進めるべきである。</li> </ul>
賃貸住宅の適切な管理等	II 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建替対象団地における一般募集停止中の住宅及び施設に加え、建替え以外の団地再生や用途転換等の対象団地については、平成21年度末時点では4,357戸(うち、平成21年度募集分:1,699戸)の住宅と189施設において定期借家制度を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期借家契約の幅広い導入については、建替対象団地における一般募集停止中の住宅及び施設に加え、建替え以外の団地再生や用途転換等の対象団地については、平成21年度末時点では4,357戸(うち、平成21年度募集分:1,699戸)の住宅と189施設において</li> </ul>

		し、資産の有効活用を図った。また、平成21年度は、収益性の改善・向上の取り組みとして耐震診断等の準備のため補充停止していた団地のうち、耐震診断スケジュールに影響のないものについては定期借家での活用を図った。	定期借家制度を導入し、資産の有効活用を図った。
個別団地毎の特性に応じた再生・活用の推進等	II 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度中に2,850戸のストック再編に着手した。ストック再編の着手については、長引く不動産市況の低迷から整備敷地の供給見通しを立てることが難しく、事業計画の見直しが必要になったことや、個別地区の整備方針に係る関係者との協議・調整に時間を要したことなどから、着手計画の大幅な見直しを余儀なくされた。このため、次年度以降に着手を計画していた地区の一部においても協議を進め、今年度に前倒して1,180戸の再編に着手したが、全体として着手戸数は計画比で大幅な減となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストック再編の着手は、年度計画の想定戸数9,000戸のところ、2,850戸に留まっている。長引く不動産市況の低迷から整備敷地の供給見通しを立てることが難しく、事業計画の見直しが必要になったなど、経済状況からやむを得なかった面もあるが、ストックの再生・再編は、機構の重要な政策課題であり、個別地区の整備方針に係る関係者との協議・調整や、着手計画見直しをより戦略的に行う必要がある。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 消防用設備点検業務について、「平成20年度決算検査報告」(平成21年11月11日会計検査院から内閣宛て送付)において、「消防用設備点検等業務の委託費の積算に当たり、一般管理費等率の適用を誤っていたため、契約額が割高となっている」との指摘を受けている。また、共同聴視施設維持管理業務に係る契約について、「平成20年度決算検査報告」(平成21年11月11日内閣送付)において、「電気料等の年間支払回数等を過大に算出して委託料を算定していたため、委託料の支払額が過大となっている」との指摘を受けているが、業務実績報告書においては本件についての言及がなく、このため、本件を踏まえた契約事務の適性化についての評価が行われていない。今後の評価に当たっては、本件と類似の事案の再発防止を図る取組が着実に実施されているかという観点から契約事務の適切性について厳格な評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:来生 新)
ホームページ	法人: <a href="http://www.amami.go.jp/">http://www.amami.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	概ね順調	概ね順調	A	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3点	3点	3点	3点	A	A	
(2)一般管理費の削減	4点	4点	4点	4点	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	3点×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	S×1 A×1	
(2)融資業務	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	3点×1 2点×1 1点×1	4点×1 2点×2	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	C	A×1 B×2	
(2)予算							
(3)収支計画	3点	3点	3点	1点		B	
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	4点	3点	3点	3点		A	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—		—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7.施設・設備に関する計画	—	—	—	—		—	
8.人事に関する計画	3点	3点	3点	3点	A	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	3点	3点	3点	3点	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が行われていると認められる。
- また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取組みを実施していることは高く評価される。
- 一方で、高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、リスク管理債権額の減少や当期純損失の抑制により、それぞれ解消に向けた動きが見受けられるところであり、財務の健全化に向けた取組みを進めている状況にある。
- 以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記総合評定とするに至ったものである。
- なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 債権管理体制の強化、金融機関との協同等による経営・再生支援の取組み、期中管理の徹底等が行われた結果、リスク管理債権額は昨年度より減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が行われているところであるが、引き続き第二期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取組みを進めていく必要がある。
- また、最近においては保証及び融資残高が共に減少する傾向にあり、昨今の不況の影響を受けていることなどが要因と考えられるが、奄美群島振興開発基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。
- 更に、組織運営では、昇給抑制を行うなど給与削減の措置を図った結果、平成21年度はラスパイレス指数が96.2となったところ



ではあるが、一方で当該基金は職員数が18人程度の小規模な組織でもあることから、限られた人材を活用していくためにも、引き続き職員の能力向上を図り、人事考課の活用等により職員のモラルの維持・向上に努めて行く必要がある。

- 今後とも奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、改善に向けた取り組みを総合的に進める必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画(対20年度計画比で3%以上削減)を上回り14.6%の削減。</li> <li>• 人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比で4%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り17.9%の削減。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。</li> </ul>
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準処理期間内に処理を行った割合は、89.5%。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底。平成21年度における平均処理日数は3.58日。</li> <li>• 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時実施。</li> <li>• 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に実施。システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を実施。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 最近においては保証及び融資残高が共に減少する傾向にあり、昨今の不況の影響を受けていることなどが要因と考えられるが、奄美群島振興開発基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。</li> <li>• 業務の質の向上についても中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど迅速な情報提供が行われている。また、関係機関との情報交換を通じてのコンサルタント機能の充実、利用者ニーズの把握の実施なども計画どおりの実績となっている。</li> </ul>
財務内容の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努力。</li> <li>• 上記の取り組みにより新規リスク管理債権の発生が減少(544百万円→256百万円)したこと、回収不能となった求償債権償却処理(758百万円)を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して752百万円、計画に比して585百万円の減少。</li> <li>• 求償債権の回収率は、債務者の分割弁済が減少したが、不動産の処分、保証人等の代位弁済による回収が増加したことから、回収額が昨年度を上回った(147百万円→173百万円)こと等により4.4%となり、昨年度に比して0.6ポイント上回っているものの、対計画比では0.9ポイント下回っている。リスク管理債権の割合については、保証債務残高の減少等により昨年度に比して1.3ポイント、計画に比して8.0ポイント上回る。</li> </ul>	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、リスク管理債権額の減少や当期純損失の抑制により、それぞれ解消に向けた動きが見受けられるところであり、財務の健全化に向けた取り組みを進めている状況にある。</li> <li>• 債権管理体制の強化、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等が行われた結果、リスク管理債権額は昨年度より減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が行われているところであるが、引き続き第二期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：勢山 廣直）
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：杉山 雅洋）
ホームページ	法人： <a href="http://www.jehdra.go.jp/">http://www.jehdra.go.jp/</a> 評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm</a>

中期目標期間 4年6か月間（平成17年10月1日～平成22年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調		A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	3点	4点	3点	A	A	
2 業務リスクの管理	4点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×2	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	3点	S	S	
4 積極的な情報公開	4点×2 3点×3	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	4点×3 3点×4	S×1 A×6	S	
5 業務評価の実施	—	3点	3点	3点	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A×2	A×2	
2 承継債務、会社からの引受け債務の早期の確実な返済	4点×1 3点×3	3点×3	3点×3	3点×3	A×3	A×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×4	3点×2 2点×1	3点×2	3点×3	A×3	A×4	
4 会社に対する首都高速道路、阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	3点	A	A	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	3点	3点	—	A	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	3点	4点	4点	4点	S	S	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	3点	A	A	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	3点	A	A	
10 業務遂行に当たっての取組	4点×1 3点×4 2点×1	3点×5	3点×5	4点×2 3点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	
III 予算、収支計画及び資金計							

画						
1 財務体質の強化	3点×3	3点×2	3点×2	3点×2	S×1 A×1	A
2 予算						
3 収支計画	3点	3点	3点	3点	A	—
4 資金計画						
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	3点×1 2点×1	3点×4	3点×4	4点×1 3点×3	S×1 A×3	S×1 A×3
2 人事に関する計画						

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果 (H22. 9. 17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 経済危機や高速道路制度の変革など変動要因が多数存在する中で、また協定締結時の高い透明性が要請される中で、よりきめ細かいモニタリングと機敏な対応が従来にもまして必要とされている。
- ・ 欧米の有料道路制度に関する調査研究結果の報告書を一部の機関や有識者だけでなく、そのままの形では効果は小さいと思われるので、一般向けの解説版の提供なども検討してはどうだろうか。
- ・ 技術開発は非常に重要であり、さらに加速させることが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務リスクの管理	I 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な年限の政府保証債及び財投機関債を発行し、安定的に低利の資金を調達した。低金利の環境の下、超長期の資金調達を行うことにより、借換え時の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めるとともに、金利コスト低減にも取り組んだ。</li> <li>・ 政府保証債（平成21年度発行予定総額1兆8,160億円）については、超長期債（期間10年超）（総額4,201億円）を含む1兆8,145億円を調達した。</li> <li>・ 財投機関債（平成21年度発行予定総額5,030億円）については、総額5,203億円を調達した。</li> <li>・ 独立行政法人として初めて海外市場で財投機関債（30年債）を発行したほか、期間40年の政府保証債を初めて発行する等、調達の多様化に一層取り組んだ。また、新たに期間2年と6年の財投機関債の発行にも取り組んだ。</li> <li>・ この結果、平成21年度における資金調達の総額は2兆3,348億円、調達した資金の平均コストは1.65%（応募者利回りの平均）となり、計画で設定している平成21年度の調達コスト4.0%（10年固定金利を想定）を下回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低金利という時代の追い風を受けてではあるが、高いレベルでの金利費用削減が達成されていて評価できる。</li> <li>・ 今年度も、金利コストの低減に取り組むと共に、市況の悪い中で、借換資金を安定的に確保している。</li> <li>・ 資金調達の多様化に著しく努力されて多大な成果を上げられたことは、高く評価すべきと考える。</li> </ul>
業務コストの縮減	I 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストの縮減を図った。また、高速道路の道路管理者の権限代行その他の業務及び鉄道の管理を行うための業務管理費は、予算額3,112百万円に対して実績額2,469百万円に、一般管理費は、予算額2,064百万円に対して実績額1,448百万円になり、いずれも予算額を下回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とするとルーズになりがちな一般管理費を大幅にコスト縮減されたことは評価に値する。</li> <li>・ 一般管理費の削減は評価できる。</li> </ul>
積極的な情報公開	I 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度財務諸表を官報に公告するとともに、財務諸表等をホームページに掲載するなどして公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等で開示が義務付けられている情報に加え、機構の検討会等の資料、海外調査報告書や高速道路の開通情報及び開通</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報についても記者発表を行うとともに、ホームページにも掲載した。</li> <li>高速道路事業関連情報の開示にあたっては、セグメント情報について全国路線網、地域路線網（4路線網）及び一の路線（8路線）ごとに公表するとともに、全国路線網については、会社別の情報もあわせて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、高速道路関連の情報を6社分、一覧形式で分かりやすく提示した。</li> <li>財投機関債を発行する都度、債券説明書を作成し、ホームページに掲載した。</li> </ul>	<p>後の整備効果等の会社情報を掲載し内容の充実に努めると共に、英語版ホームページにおいても更新している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>HPは分かりやすく構築されている。整備効果や渋滞状況など国民的関心の高いテーマについての情報提供が充実し、多数のアクセスと意見が寄せられたことは特に評価できる。</li> <li>アクセス数の増加は、HPが見やすくなりやすくなっていることも理由の一つではないかと推測される。</li> <li>アクセス件数が大幅の伸び、情報伝達が促進されていることは好ましいことである。情報公開におけるHPの重要性を考えた場合に、より高いレベルを目指されたい。</li> </ul>
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	II6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」を2回開催し、36件について経営努力要件適合性を認定した。また、工事が完了した19案件について助成金約1.8億円を交付した。</li> <li>高速道路会社の経営努力による費用の縮減をより一層助長するため、制度運用の工夫として、工事の途中段階においても経営努力要件適合性を認定することとした結果、申請件数は大幅に増加した。平成21年度に経営努力要件適合性を認定した36件のうち34件はこの方式によるものであり、平成22年度審議案件としても23件の申請があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ助成は順調に進展していて、効果を上げつつある。また、会社の業績に反映させる仕組みとの併存により相乗効果も期待できる。</li> <li>費用の縮減に係る助成制度をより使いやすくするために工夫を重ねており、その結果、申請件数が大幅に増加した。</li> <li>コスト縮減を促進する仕組みを積極的に活用されている。制度が実際に利用されることが大切で、そのための努力を工夫されたことは高く評価できる。</li> <li>このような広範な、そしてうまく構成されたインセンティブ機能はさらに工夫・拡大されたい。</li> </ul>
人事に関する計画	VII2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度における退職手当等を除く人件費については、効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額（実績ベース）と比較して、目標の5%を上回る削減実績を達成（15.9%）することができた。</li> <li>人事院勧告を考慮し、夏季特別手当について前年度比▲0.2ヶ月、年末特別手当について前年度比▲0.15ヶ月とし、前年度比年間▲0.35ヶ月引下げを実施した。また、12月に役職員の本給改定及び住居手当の廃止を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度換算額（実績ベース）に比べ、15.9%の削減を行っている。</li> <li>目標・計画を大幅に越える削減が達成されている。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見（H22.12.22）（個別意見）

- 道路業務収入について、「平成20年度決算検査報告」（平成21年11月11日会計検査院から内閣宛て送付）において、「高架下の占用許可物件等に係る占用料の徴収に当たり、占用料を徴収していなかったり、占用料の算定を誤ったりしていたため、徴収額が不足している」との指摘を受けているが、評価結果をみると、道路業務収入において、占用料の徴収が適切に行われているかという観点に立った評価が行われていない。  
このことを踏まえ、今後の評価に当たっては、高架下の占用許可物件に係る占用料の算定や徴収の審査の適切性について評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a> 評価結果： <a href="http://www.mlit.go.jp/hyokka/independ/h21jisseki.htm">http://www.mlit.go.jp/hyokka/independ/h21jisseki.htm</a>
中期目標期間	5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
I 業務運営の効率化				
1 組織運営の効率化	3点	3点	A	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
3 業務・システム最適化	3点	4点	A	
4 入札及び計画の適正化	3点	3点	A	
5 業務の点検	3点	3点	A	
6 積極的な情報公開	4点	3点	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上				
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	3点×7 2点×1	S×2 A×7	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	A×3	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	A×3	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	4点×1 3点×2 2点×1	A×2 B×2	
5 団体信用生命保険等業務	2点	3点	A	
III 予算、収支計画及び資金計画				
1 収支改善	2点	2点	A	
2 繰越損失金の低減				
3 リスク管理の徹底	3点×5	3点×4 2点×1	A×5	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	4点	A	
VI 剰余金の使途	—	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2	
3 積立金の使途	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。  
(課題・改善点、業務運営に関する意見等)
- 証券化支援業務及び賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権について、継続的に状況を把握し、その変化について詳細な原因分析を行うとともに、リスク管理債権の圧縮に向けた不断の取組みを行っていく必要がある。また、リスク管理債権の状況やその圧縮に向けた取組状況等については、国土交通省に対して定期的に報告を行うべきである。
- 財形住宅資金貸付勘定においては、事務コスト等が貸付金利として設定した水準以下になったことから、45 億円の利益剰余金が発生し、年度末の積立金は 418 億円となっている。積立金については、機構全体で 3,310 億円の累積損失が存在する状況に鑑み、これらの利益剰余金を特定の目的のために積み立てることをせず、業務の運営のために必要な資金や、欠損が発生した場合の補填に充てることとしており、合理的な処理であると認められる。 など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	I 2	<p>・人件費については、平成 21 年8月の人事院勧告を踏まえた本俸及び賞与月数の引き下げを行った。また、退職者の見込みを踏まえ、新規採用を抑制するなど計画的な人員管理により、人件費削減に取り組んだ。</p> <p>平成 20 年度と同様に、事務的経費の節減を継続するとともに、事務用品等の本店一括購入契約による単価の引き下げ、一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の採用により経費の削減に取り組んだ。</p> <p>また、中期計画削減目標(年度毎)と平成 20 年度執行見込みを勘案して、当年度の経費の配分計画を策定し、その計画を更に厳格に実行することにより、経費の削減に取り組んだ。</p> <p>以上の取組の結果、平成 18 年度決算の 16,369 百万円に対し、中期計画策定時の想定を上回る 15.3%の削減となる 13,857 百万円となり、中期目標の水準である 15%削減を2年前倒しで達成した。</p>	<p>・一般管理費については、計画的な人員管理や事務用品等の調達方式の変更等により、中期計画策定時の想定を大幅に上回る 15.3%(対平成 18 年度比)削減を実現し、中期計画における目標(対平成 18 年度比▲15%)を2年前倒しで達成した。</p>
住宅資金融通業務	II 4	<p>・バリアフリー対応賃貸住宅融資においては、入居者募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録(以下「高円賃登録」という。)を行うことを融資条件としている。しかし、会計検査院の実地検査の結果、機構が当該条件の履行確認を行っておらず、貸付条件違反が常態化していること、また、当該条件違反の事態を看過したこと等が原因で、貸付対象物件における高齢者の入居率が著しく低い状況となっていることが判明した。当該事態を踏まえ、会計検査院より、借入者に対して貸付条件を遵守させる措置を講じるとともに、高齢者の優先募集期間を設けることを貸付条件とするなど、高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置を講じるよう、指摘を受けた。機構においては、当該指摘を踏まえ、平成 22 年1月以降の受付分から、以下の取組や手続の変更を行った。</p> <p>・入居者募集開始時までの高円賃登録の確認を徹底する。具体的には、入居者募集の1週間以上前に借入申込者から賃貸計画承認申請書を提出させ、当該申請書に高円賃登録のエビデンス(高齢者住宅財団のホームページのコピー)を添付してもらう。機構は内容を確認し、問題ない場合は承認書を発行する。機構による承認がされるまでは、募集行為は一切行えない。</p> <p>・入居募集の際に高齢者を入居対象としていることを書面にて誓約させる。</p> <p>・融資実行後、賃貸人が故意に登録を抹消し、又は登録を抹消された場合は、機構から貸付金の全額繰上償還請求をされることを理解している旨を書面にて賃貸人に誓約させる。</p> <p>・機構ホームページに機構のバリアフリー対応</p>	<p>・バリアフリー対応賃貸住宅融資については、会計検査院より、融資物件の多くが入居者募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされておらず、高齢者の入居の機会を狭めている結果として、高齢者の入居者等が少ない旨の指摘を受けた。このため、平成 22 年1月以降の受付分から、高円賃登録の確認の徹底、高齢者を入居対象としていることの書面による誓約、高齢者優先募集期間の設定を貸付条件とするなど、高齢者の入居機会を最大限確保するための是正措置を行っている。</p> <p>・会計検査院の指摘に対する是正措置を着実に実行する必要がある。</p>

		<p>高円貸登録賃貸住宅の物件情報を融資実行前の段階から掲載し、高齢者であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅の情報を機構から発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸人に対して「募集広告を行う際は「高齢者であることを理由に入居を拒否することのない住宅金融支援機構融資を受けた賃貸住宅」である旨を明示すること」を貸付条件とする。</li> <li>・入居者の募集(空室募集を含む)にあたっては、一般募集の前に、高齢者のみを対象とする「高齢者優先募集期間」(3日間以上)を設定することを貸付条件とする。</li> <li>・融資の趣旨を明確化するため、名称を「バリアフリー対応賃貸住宅融資」から「バリアフリー対応高円貸登録賃貸住宅融資」へ変更した。</li> </ul>	
住宅資金融通業務	II 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構では、積立管理組合の経年の積み立て実績を基に発行見込額を推計し、発行総額についての認可申請を行いました。過去の実績を上回る払い込みがあったこと、また、債券の申込み期間中に発行認可額との対比で進捗管理が十分でなかったため、発行した債券の総額が認可額を上回ることとなりました。</li> <li>・本件に係る債券発行については、積立管理組合との関係では有効とみなされるため、マンションすまい・る債をご購入のお客様にご迷惑をおかけすることはございません。</li> <li>・しかし、主務大臣と機構との関係においては、機構法附則第8条及び住宅地債券令第9条に違反する状態となりました。そのため、本日、理事長が国土交通大臣より厳重注意を受け、即日、変更認可申請及び変更届出を提出しました。</li> <li>・これまで、発行額が認可を受けた額を超えることがなかったため、債券の申込期間中に発行認可額との対比で進捗管理が十分ではありませんでした。今後、発行認可の額を超えて債券を発行してしまう事態になったことを十分に反省し、今後は役員によるガバナンスをさらに強化し適正な業務執行を徹底するとともに、発行実務においては、払込期限での申込状況を確認し、発行認可額と対比して変更の必要があれば速やかに変更認可を申請し、発行までの間に変更認可を受けることといたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度に発行されたマンションすまい・る債による資金調達において、あらかじめ認可した額を約6億円(発行認可額の 1%)上回る債券発行を行い、住宅金融支援機構法に違反する事態が生じた。これは、機構における発行見込額の推計の問題と、進捗管理が十分でなかったことによるものである。このため、このような問題の再発防止を図ることを目的として、マンションすまい・る債について、申込実績の管理、払込期限の厳格な運用、マンション管理組合への注意喚起等の徹底を行っている。</li> <li>・法令に基づく手続の遵守を徹底するための取組を行う必要がある。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・バリアフリー対応賃貸住宅融資については、「平成 20 年度決算検査報告」(平成 21 年 11 月 11 日会計検査院から内閣宛て送付)において、融資物件の多くが入居者募集開始時までには高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされておらず、高齢者の入居の機会を狭めている結果として、高齢者の入居者等が少ない旨の指摘を受けたところであり、これについて、貴委員会の評価結果で、会計検査院の指摘に対する是正措置を着実に実行する必要があるとの意見により、B(「概ね着実に」実施している場合の評定)評価としている。

また、平成 21 年度に発行されたマンションすまい・る債による資金調達において、あらかじめ認可した額を約 6 億円(発行認可額の 1 パーセント)上回る債券発行を行い、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律 82 号)に違反する事態が生じたところであり、評価結果においては、これは、機構における発行見込額の推計の問題と、進捗管理が十分でなかったことによるものである。このため、このような問題の再発防止を図ることを目的として、マンションすまい・る債について、申込実績の管理、払い込み期限の厳格な運用、マンション管理組合への注意喚起等の徹底を行っているとの評定理由により、B(「概ね着実に」実施している場合の評定)評価としている。

これらのことを踏まえ、今後の評価に当たっては、是正措置の取組状況及び再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにした上で、その取組が着実に実施されているかについて評価を行うべき。